

291. 3-13



1200501363995



始



293

文部省  
社會教育官  
長野長廣著



農村教育新論

東京 同文書院藏版



29/3-13

## 自序

現下我が國農村の疲弊困憊は、寔にその極に達せんとしてゐる。これを如何に救済し如何に指導して、以つて希望に満ち輝ける農村たらしむべきかは、刻下最喫緊の問題である。随つて朝野識者のこれに對する論議日に日に盛んにして、その著述も亦汗牛充棟の盛況を呈してゐる。

されどその指導原理たるや、それは農村以外より與へらるべきものにあらずして、その農村自身の母胎内より生ひ出づるものを、育て上げたるものでなくてはならない。而してこれが爲には農村教育が、個々の農村の實態に即して樹立せられたる教育理想を標的として經營さるゝを要する。著者はかゝる信念に立脚し、過去二十年の間、農村教育の經營並に指導に携はり、農民と共に農村振興の事に當りし體驗を基調

とし、且つその間より得たる日頃の理想をこれに配し以つて、小學教育青年教育、社會教育を一本とせる農村教育の經營方法を論じ、かくて明日の農村を經營すべき善良有爲なる農村公民は、如何なる資質能力を有すべきか、またかゝる農村公民は、如何にして教育せらるべきかに就きて、抱負の一端を披瀝し以つて農村教育者は勿論、農村經營者並に一般識者の高批を仰がんとする所である。

本書は、公務の餘暇蒼惶の間に成れるものなるが故に、未だ十分意を盡さざる所多く、且つ紙數に制限せられて省略したる部面も尠くない。これ等は他日裨補の機を得て完璧を期せんことを希ふものである。幸にしてこの小著が農村教育に對して、幾分なりとも貢獻し、延いては農村振興の一助たるを得ば、著者の本懐これに過ぐるものはない。

昭和六年二月十一日

目次

長野 長 廣 識

## 農村教育新論 目次

序 論	一
第一編 農村社會と教育理想	九
第一章 農村社會の本質	九
第二章 農村社會の沿革	三
第三章 農村の社會調査	六
第一節 農村社會調査の意義	六
第二節 農村社會調査の方法	六
第三節 農村社會調査の項目	三
第四節 農村社會調査の注意	四
第四章 農村社會の分觀	六
第五章 農民の法制的生活	六

第一節	農民負擔の現状と教育	六
第二節	農家副業の現在と教育	七
第三節	農民の政治生活と教育	九
第四節	農村青年の兵營生活と教育	二
第五節	農家の土地所有状況と教育	三
第六節	農村文化施設の現状と教育	七
第六章	農民の經濟的生活	九
第一節	農民經濟生活の重大性	九
第二節	農家の經營面積と教育	六
第三節	農村の金融状況と教育	六
第四節	農産物價の現状と教育	五
第五節	農民の商的才幹と教育	九
第一項	商的才幹の重大性	九
第二項	生産物販賣の状況	一〇

第三項	經營資本購入状況	一四
第六節	農業の經營と教育	一七
第一項	小作經營	一七
第二項	自作經營	二一
第三項	勞働分配	二四
第七節	農村の運輸交通問題	二八
第八節	農家消費經濟と教育	三〇
第九節	農村社會政策と教育	三三
第一項	産業組合	三三
第二項	農業倉庫	三三
第三項	農業保險	三七
第七章	農民の思想生活	三九
第一節	農民の傳統的思想と教育	三九
第二節	農民の經濟的思想と教育	四四

第三節	農民の道徳的思想と教育	一四三
第四節	農民の科學的思想と教育	一四二
第五節	農民の政治的思想と教育	一四二
第八章	農民の藝術生活	一四四
第一節	農村藝術の内容と教育	一四四
第二節	農民美術の現状と教育	一四四
第三節	農民の藝術的生活の理想	一四四
第九章	農民の宗教生活	一五〇
第一節	農村の宗教狀況と教育	一五〇
第二節	農民の宗教的情操と教育	一五〇
第十章	農民の娛樂生活	一五〇
第一節	農村娛樂の必要	一五〇
第二節	農村娛樂と教育	一五〇
第十一章	農村經營の要諦	一五九

第十二章	農村の教育理想	一六六
第一節	農村教育の基調	一六六
第二節	農村教育の本質	一六三
第三節	農村の教育理想	一六三
第二編	農村小學校の經營	一六九
第一章	農村小學校の使命	一六九
第一節	農村の小學教育	一六九
第一項	農村文化の基礎	一六九
第二項	農村の精神文化	一七〇
第三項	農村の小學教育	一七〇
第二節	農村小學校に於ける農業科の地位	一七五
第三節	農業科と他教科との關係	一七二
第一項	修身科との關係	一七二

- 第二項 國語科との關係……………三三
- 第三項 算術科との關係……………三三
- 第四項 國史科との關係……………三四
- 第五項 地理科との關係……………三六
- 第六項 理科との關係……………三七
- 第七項 體操科との關係……………三〇
- 第八項 圖畫科との關係……………三一
- 第九項 唱歌科との關係……………三一
- 第十項 實業科との關係……………三三

第二章 農村小學校の農業教育……………三四

- 第一節 農業教育の眞諦……………三四
- 第二節 農業科教材の選擇……………三六
  - 第一項 農業科教材の範圍……………三六
  - 第二項 農業科教材の選擇……………三三

- 第三項 農業科教材の排列……………三七
- 第三節 農業科教授の方法……………三九
  - 第一項 農業科教授の概観……………三九
  - 第二項 農業的獨創力の養成……………四一
  - 第三項 農業科教授上の原則……………四三
  - 第四項 農業科學習上の要訣……………四四
    - 一 記載式學習法……………四四
    - 二 觀察と描畫法……………四七
  - 第五項 記載式學習法の運用……………五〇
    - 一 記載式學習法の特質……………五〇
    - 二 記載式學習法の過程……………五一
    - 三 記載式學習法の歸結……………五九
- 第三章 農業實習論……………六一
  - 第一節 緒言……………六一
  - 第二節 農業實習の價值……………六三



第三節 農業實習の本旨……………二七三

第四節 農業實習地經營……………二七七

第五節 農用動物の飼育……………二八〇

第六節 農産製造の實習……………二八四

第七節 農業實習用建物……………二九〇

第八節 農業實習指導法……………二九一

第三編 農村青年教育論……………二九七

第一章 農村青年教育の本義……………二九七

第二章 農村青年教育の眞價……………三〇〇

第一節 農村振興と青年教育……………三〇〇

第二節 農村青年教育の特色……………三〇六

第三章 農村青年教育の缺陷……………三三三

第一節 緒言……………三三三

第二節 農村青年教育方針の缺陷……………三四

第三節 農村青年教育方法の缺陷……………三六

第四章 農村青年教育方針の確立……………三五

第一節 教室教育より全村教育へ……………三五

第一項 農村實態と青年教育方針……………三六

第二項 農村青年の職業教育方針……………三九

第三項 農村青年と公民教育方針……………四七

第四項 農村に於ける全村教育……………五二

第五項 農村に於ける全村教育方針……………五三

一 社會調査の活用……………五三

二 天然狀態の活用……………五四

三 人的狀態の活用……………五五

第二節 農村青年の工夫獨創力の涵養……………五七

第一項	農村青年の心理状態と工夫獨創	三六一
第二項	農村青年の經濟的意識と指導法	三六三
第三項	農村青年の理想的意識と指導法	三六四
第四項	農村青年の藝術的意識と指導法	三六四
第五項	農村青年の社會的意識と指導法	三六五
第六項	農村青年の政治的意識と指導法	三六六
第七項	農村青年の宗教的意識と指導法	三六六

## 第五章 農村青年教育方法上の重點

### 第一節 農村青年の公民教育

第一項	緒言	三六七
第二項	農村青年の郷土精神陶冶	三六八
第三項	農村青年の團體精神陶冶	三六九
一	家庭生活と訓練	三七〇
二	青年教育と訓練	三七一

第四項	農村青年の公民的情操陶冶	三七一
第五項	農村青年の國家觀念養成	三七八
一	皇室尊崇觀念の養成	三七八
二	國際的觀念の養成	三七九
第六項	農村女子青年の公民教育	三八〇
一	女子公民教育方針	三八〇
二	家庭の濟美と訓練	三八二
三	公共生活上の訓練	三八三
第二節	農村青年の農業教育	三八四
第一項	農業教育の本義	三八四
第二項	農業教育と産業是	三八七
一	産業是の意義	三八七
二	産業是の内容	三八八
第三項	農業教育の實際化	三九〇
一	緒言	三九〇

- 二 學科教授の實際化……………三九二
- 三 實習教授の實際化……………三九三
- 第三節 農村青年體育の施設完成……………四〇三
  - 第一項 農村青年體育の重點……………四〇三
  - 第二項 農村青年の體育……………四〇四
    - 一 青年體育の缺陷……………四〇四
    - 二 青年體育の對策……………四〇五
    - 三 青年體育の實施……………四〇六
    - 四 専用机、腰掛及び教室……………四〇九
    - 五 青年體育と一般の理解……………四一〇
- 第四節 農村青年教育と教授訓練……………四一一
  - 第一項 農村青年教養上の獨創……………四一一
  - 第二項 農村青年の教授季節……………四一二
    - 一 教授季節の決定……………四一二
    - 二 晝、夜及早朝教授……………四一四

- 三 通年教授の眞意義……………四一五
- 四 教授場處の選定……………四一六
- 第三項 農村青年教授上の施設……………四一七
  - 一 學科目教授時數……………四一七
  - 二 教授上の主眼點……………四一九
  - 三 教材選擇の標準……………四二〇
  - 四 教授方法の類別……………四二〇
    - 1 出張教授……………四二〇
    - 2 通信教授……………四二〇
    - 3 揭示教授……………四二一
    - 4 特別教授……………四二一
    - 5 巡視指導……………四二二
    - 6 移動教授……………四二四
- 第四項 農村青年訓育上の施設……………四二五
  - 一 青年團の綱領……………四二五

二 徳性涵養施設	四七
三 女子青年訓練	四三

第四編 農村社會教育論……………四三

第一章 農村社會教育の中心機關……………四三

第一節 農村の社會教育網……………四三
第二節 農村社會教育の中心……………四九
第三節 農村の社會教育公堂……………四九
第四節 農村青年と各種團體……………四六

第二章 農村家庭教育……………四六

第一節 農村家庭教育の振興……………四六
第二節 農村家庭の改善方針……………四七
第三節 農村家庭の整理方針……………四八
第一項 家庭整理の方針……………四八

第二項 家庭整理指導法……………四八
第三項 家庭整理の要點……………四八
一 住宅の整理改善……………四五
二 宅地の整理改善……………五〇
三 門及び垣根……………五〇

第三章 農村落の相互視察……………五〇

第五編 農村教育者論……………五一

第一章 農村教育者の具備すべき要件……………五一

第二章 農村青年指導者の養成方法……………五八
第一節 農村教育者養成機關の種類……………五八
第二節 農業補習學校教員養成所の經營……………五三
第一項 入所生選抜の方針……………五三
第二項 教授訓練の實際……………五三

一 學科教授……………五九

二 農業實習……………五九

三 教育實習……………五九

第三項 卒業生の指導法……………五三

目次終

農村教育新論



農村教育新論

論

長野長廣著

今日教育制度の發達せる總ゆる國家に於て、宜しく教育は實際生活に即して行ふ様、制度及び内容を改善すべしとの聲が高い。「吾等の嘗て學びしは、生活の爲ではなく學校の爲であつた」との嘆聲は、現代學校教育を受けて始めて活社會に立ちたる者の必ず漏す處であらう程に、學校教育は概ね活字の教育にして而して實社會との間に墻壁を築いてゐるかの觀がある。こは世上識者の齊しく痛感せるところにして、而して今後教育が如何なる基調の下に進まざるべからざるかを切實に意識せしめらるる所以である。

本邦學制發布五十年に際して教育第一を叫びしは、今尙記憶に新なる處である。

蓋し明治初年、教育新制度の實施以來、西歐の文明文化盛に輸入せられ、短年月の間に急速度の進歩を遂げたるは、世界文化史上の偉觀にして歐人の驚異駭神せし處、洵に國を擧げて教育第一を謳歌せしめたるも當然のことである。今日の文化が明治以來の教育關係者の努力に負ふところが少なくないことを感謝しなければならぬ。同時に、實際教育上の方針及びその内容に於て甚だしく無批判的であり、且つ輸入的であつたために幾多の餘弊を醸成したことも亦否むことは出来ない。

從來の教育者は、教育技術の研究に没頭せるが爲に、國家社會の將來を遠觀し、郷土に立脚せる教育の方針を確立するが如き教育上の識見に至つては、概ね遺憾の狀態にあつた。即ち教室に閉籠りて實社會と懸離れたる活字教育に終始し、本邦の現狀、地方の實狀、郷土の實態を基調とし、而も兒童生徒の個性、環境に適應せる教育を施すことに至つては、殆ど考慮を缺きたるかの狀態であつた。吾人は先づ教育の根本問題として、農民生活の現在及び將來を研究達觀し、而して教育の大方針を確立しなければならぬ。

抑々我が國文化の根元に培ふべき農民は、その人口に於ては半を占むると雖も、その經濟力に於ては尙貧弱の域を脱せず、隨つてその所得を以つてしては生活費をさへ充し難く、爲に負債は積んで五十億圓に達してゐる。加之最近經濟界の不況に災されて、農産物價の暴落、資金の涸渴、勞働賃銀の騰貴等は、農業經營をして益々困難に陥らしめつゝある。加ふるに農民生活の不安なるに乗じて外來悪思想は農村にまで浸潤瀾漫し、その醇風美俗を蝕み、輕佻矯激の風日と共に加はらむとして居る。

古來我が國は農を以つて經國の根本となし、所謂瑞穂の國と稱せられたが、輓近人口激増し、國民生活資料の供給は國內の生産を以つて充すこと能はず、邦家の前途決して樂觀を許さざるものあるに至つた。即ち我が國全面積の八割餘は山嶽であつて、耕地僅に六百十萬町歩に過ぎず、一方里の養ふ人口實に一萬六千人を超えて居る。これを諸外國の實狀に比すれば、英國は耕地一方里當り一萬一千三百人にして、尙四千名少く、獨逸は四千七百人にして、密度我が三分の一に當る。かの田園文化を以て世界に誇れる丁抹は、一千九百人にして實に我が八分の一に過ぎ

ず、更に富力を以て世界に冠たる米國の如きは、僅々我の十三分の一に過ぎないのである。これを以て見るも、我が國が世界列強との文化競争に於て、如何に困難なる状態にあるかを、想像するに難くない。而もこの乏しき耕地に對する國民の努力、例へば農業の經營法、耕地の改良利用等に對する工夫と努力とは、未だ全く幼稚の域を脱しない、加之、この耕地に栽培する作物の收量、及びこれに飼養する家畜の産額は人口に比して甚だしく貧弱である。只漸く國民を養ふ六千餘萬石の米作もあるも、平年に於ては、尙これさへ不足の状態である。又輸出貿易品の第一位なる生糸を生産する養蠶業の隆盛もあるも、これ又取引その他種々の關係に依り、決して安全なる業務と云ひ得ない。現に養蠶業は絲價の暴落に依つて、今日慘憺たる状態にあるのである。かくて衣食住に必要な資料の供給は、到底國內産額を以てこれを充すこと能はざるが故に、年々これを諸外國からの供給に俟つて居る状態である。

以上の觀察を以てすれば、本邦將來の運命甚だ悲觀すべきものがあるが如しと雖も、熟々考ふるに、我が國民の科學的、經濟的思想は未だ甚だしく幼稚であり、又その

公民的教養、一般に乏しくして、農業經營に文化的改善を加へて國內の利源を開發する點に於て未だ遺憾の状態にある。随つて、今後上述せる農民の缺陷を補ひ、遺されたる天然資源の開發に努力せんか、國民の經濟生活を保證すること決して難事ではないであらう。現に昨年米穀實收額六千七百萬石に達し、その過剰米一千万石を見るは尙天然資源に餘力あることを啓示し、我が國生産力の期待し得べきものあることを證して居るのではあるまいか。唯農民自ら根本の統制策を講ぜず、爲に米價は生産者の手を離れて徒に投機的機能に左右せられ、農民をして却つて豊年の凶作を歎ぜしめて居るの情態である。このことは、如何に從來の農業經營の不備にして、而も農民が農政的見識に乏しきかを如實に物語つて居ると同時に、農村教育改善の如何に急務なるかを痛感せしむるものである。衣食足つて始めて禮節を知るとの古語の如く、國民の經濟生活安定する時は、自ら純真なる思想起り、これに反して國民の經濟生活不安なる時は、自ら思想が動搖惡化するに至るものである。近年本邦に思想國難の聲を聞くは、これ畢竟するに國民生活の不安がその病原たること、何人も否定せざる處であると信ずる。

以上の事實並に考察の上に立つて、我が國教育の内容を見るに、その缺陷は實に寸刻も放任すべからざる情態にある。その缺陷を補はんには、先づ第一に劃一教育の弊より脱し郷土の實態に即して兒童、青年の個性を尊重し、これを十分に充實せしむるが如き施設を講じ、更に勤勞を第一とする人格教育の徹底に力め、これが方法としては、兒童及び青年をして、生産的勤勞、即ち農村に於ては、農業的勤勞に依つて訓練し勤勞愛好の精神とその能率増進とを圖り、以て、農業を通して國家社會に貢獻するの確固たる信念を養はなくてはならない。蓋し生産的方面のみならず消費的方面にも深刻に考慮を拂ふことを必要とする。蓋し消費は文化の尺度なるが故に、文化人は大なる生産者であり、同時に賢明なる消費者でなくてはならない。即ち、財貨の濫費を防ぎ、資本の蓄積を圖るは、當に一國文化の基礎建設を全からしめる所以である。斯かる國民の教養は、教育に於て財貨の生産過程を知らしめ、一粒の米、一筋の葉にも、如何に貴く且つ大なる人の努力が傾注されて居るものなるかを悟らしめ、かくて、生産者としても消費者としても、常に利己的觀念を脱して、國家的、社會的立場を忘れず、眞摯熱烈なる奮闘的精神を以つて、産業生活、其

他各方面の生活を體驗し、これに工夫改善を加へ、以て個人的勤勞より進んで團體的勤勞に向はしめるが如き、徹底せる教育を施さなければならぬ。而してこの勤勞體驗は、單なる肉體的勤勞に止らず、良心の核心に觸れたる貴き體驗教育の眞諦に達せるものでなくてはならない。

この教育方針を徹底する時に於ては、必ずや自己の職業を通して國家的社會的責任を果し、社會連帶の精神を日常生活に顯現するに至るべく、随つて彼の自己の職業を空しくしながら、社會國家に不満を懷くが如き社會的病弊は、自ら絶滅するに至り、こゝに思想問題の解決を見ることも出来るであらう。かゝる教育上の新運動を兒童、青年の教育に取り入れんには、農村に於ては、農業教育を尊重し、特に農業作業の體驗を爲さしむる間に於て、國民精神の陶冶を全からしむるが如き精神的鍛鍊と身體的鍛鍊とを施さなければならぬ。即ち、農業的勤勞教育は、農業と國家との關係の全きことを明にし、以て農業に精勵することは平時に於て君國に報ずるの要道なりとの信念を抱かしめ、自然の化育に翼賛する農業の尊く且つ樂しきことを自覺せしめ、農業その物の中に隨喜の泉を發見せしめ、また、利用厚生、工



夫獨創、勤勉力行の習性を養はしむるが如きは、實に我が國情、我が農村生活の實情に即したる清新にして、穩健なる教育運動である。

惟ふに、本邦現下の情勢と、將來の運命を豫想する時、教育の方針は倫理、道德の高調固より輕きにはあらざるも、尙、教育の基本問題として、國民生活の根本に横はれる生活問題に遡り、その眞劍なる研究を遂げ、眞に本邦独自の實態を基調として、物心兩面の教養を全からしめ、確固たる職業觀、人生觀を把持して、奮闘主義に立ち力行己まざるの強く明るく、且つ穩健なる國民を養成することに力めなければならぬ。

## 第一編 農村社會と教育理想

### 第一章 農村社會の本質

人は社會的動物なりと言へる如く、まことに人と言へば社會を豫想し、社會と言へば人を豫想し、人と社會とは不即不離の關係にあるものである。然るに社會は、恰も砂礫が多數に累積して砂丘を構成する如き、單なる人の集合に依つて組立てられるものとは考へられない。

抑々社會とは、これを構成する人と人との相互關係そのものであつて、この相互關係は心の外には存在し得ない。而してこの心と心との相互關係それ自身の働き方が、一定の形を持つて來たものが、習慣であり、乃至は道德、法律であり亦それが社會意識そのものである。村落に於ても矢張りかかる社會意識が現存し、これが村人に強く働いてその行動を律してゐる。

例へば、村落内に病人ある場合には隣人相互に寺社參りを爲し、倒産せんとする

家ある時は頼母子講等に依つて互に救助後援し、又冠婚葬祭には喜憂を共にし、入退營兵士を歡送迎する等に至つては、各一定の形式が存在して、容易にその變改を許さない。而して、それ等の形式それ自身が社會意識であり、これが村落の人々に命令し、村人をして左様させなくては已まない偉大なる力を持つて居る。村人は、この形式を認めることから、その村落の社會意識即ち郷土精神を想起するものである。換言すれば、村人はこの郷土にあつて日々この郷土精神の命令の下に行動し、この郷土精神に依つて結び合つて居る。「郷に入つては郷に従へ」との諺は、この郷土精神が如何に力強いものであるかを明證してゐる。かくの如く、人々が郷土精神に依つて結び付けらるることが強ければ強い程、郷土精神は村民に對して益々強く命令するものである。

農村教育者が農村の學校に奉職してその村の人々を教育して行く上には、その村民から絶對の信頼を受けなければならぬ。これが爲めには、農村教育者として具備すべき人格識見を要すること勿論であるが、一面郷に入つては郷に従ふの心境とこれに基く實行とを以つて村民生活に同化し、村民と一體となつて共に郷

土精神の命令する處に従つて行動することを要するものである。農民は一般にその心理的傾向として、感情に動き易く、寧ろ感情に依つて行動すると言ふも差がない。故に若し一度この農民の感情に合致し好く受け入れられた場合は、直に十年の知己となり骨肉をも凌ぐ様な親密さを加へ、眞にその敬慕を受くるものである。これに反して教師が村落の傳統を顧ないで村民の思想感情によく伴はない生活様式を採り入れる場合に於ては、必ず村民の反感を買ひ遂にその排斥をも受けるに至るものである。故にかくの如き態度に出づることは獨り郷土精神を無視するのみならず、恰も村民を敵とするが如きものである。學校長は宜くこの間の事理を辨へ、「先づ村人になれ」との方針を確立して、實踐躬行以つて教員を率ゐなくてはならない。

次に村落に於ては日々人の生死出入の現象があるが、小兒は物心付く頃より、父母隣人等に感化せられて小村民となり、又新に婚姻其他に因つて入り來る人は、何時とはなしに郷土精神に感化されてその村人らしくなつて行くのである。如何なる小村落にも、常にこの社會化の現象が行はれて居るのである。この社會化は

畢竟村の郷土精神が強ければ強い程容易に行はれ、かくて村人には新陳代謝あるも、相互關係はれそ自身として永遠に持續せられて行くのである。彼の新開墾地に建設せられたる新しき村を觀るに、その建設の當初に於ては村人は烏合の衆の如くに何等の統一をも認め得ないのであるが、數年を待たずして一定の形式を持つた郷土精神が成立ち、これが時間的に存續せられて長年月の間には牢固として抜くべからざる郷土精神即ち社會意識を生ずるのである。而してその村人の有する心意はこの郷土精神の反映たること、恰も諸遊星が太陽に依つて照耀されるが如き關係にあるものである。

吾等は各地方の農村を訪れ、その村民の生活を見る時に於て、常に上述の共通原理に支配されて居るのを知ることが出来る。然し乍ら、同じく農村であつてもその社會意識は同一でないこと恰も個々人の面貌の異なるに従つて、その精神も亦異なると同様である。即ち各人に独自の人格ある如く、農村社會にも各独自の社會性即ち村格がある。この村格が農村に依つて相異なる所以は、農村の構成要素たる山川、草木、氣候、都市との距離、並に人口と耕地面積との割合等が各相異つて居

て、不知不識の間に人心に影響を及ぼし、かくて長年月の間に郷土精神に特殊なる傾向を帶びしめたものである。またその間に於て村落の經歷即ち村史が積重ねられて、次第に郷土精神が力強いものとなり、こゝに村格が啓培されて行くのである。故に農村を調査し、その本質を究めんには只に人的要素の研究を爲すに止まらず、天然的事項に就きても綿密なる調査と研究を積まなくてはならない。

## 第二章 農村社會の沿革

農業は一定の土地を基礎として經營するものであるから、農民は一定の地域に住宅を構えて土着しなければならぬ。農民が一定の地域に土着した場合に於て、村落生活を爲したことは確實なることである。而して村落に於ける家屋の配置は隨所々に三々伍々、或は聚落して一團となり居所を構えたのであるが、兎に角人智未だ蒙昧の時代から聚落生活をなしたるは明なものと認められて居る。故に村とは「むらがる」の義に通じ獨逸語の「ドルフ」英語の「ホーム」又「ハムレット」等も皆同様にかゝる意味を寓して居る。

抑々村落の成立原因に就いては、社會學者、歴史家に依つて種々研究發表せられて居るが、今これを大別すれば、次の如くである。

- 一、極めて曖昧なる時代に於て、猛獸を防ぐ爲めに聚落して生活したもので、この種の村落は今尙未開の人種の生活に於て見る所である。
- 二、人口漸く増殖し、種族と種族との間に争鬭の現象を生じ、こゝに他種族の侵入に備ふる必要上聚落を爲すに至りしもの。
- 三、自然的の地位が未だ文化の進まない人衆にとつて、適切なる状態でなかつた場合に於て比較的生活上に有利なる土地を選択し、其處に集團生活を爲すに至りたるもの。
- 四、人類が天賦の本能に基いて互に歡びを分ち勞苦を共にするの趣旨より人家密集して社會生活を營むに至つたもの。
- 五、時に同一職業に従事するものが、職業の便宜上一ヶ所に集團を爲すに至つたもの、これ今日尙その原型を留むるもの諸所に存在するを見る。
- 六、交通運搬の便利なることより往還要路に添つて村落を爲すに至つたもの。

七、宗教の感化を受け、多數の民家が寺院等の附近に集合せるもの。

八、政治上の關係よりして古昔武將の居城が廢滅に歸し、爲めにその城下が一變して村落となれるもの。我が國に於ても各地にこの實例が尠くない。

九、近時都市生活の缺陷を補ふ目的を以つて大都市の郊外に田園生活を營むべく建設されたるもの。こは嘗て英國に行はれ漸次諸國に行はれて居るが、その規模又は形相の如何に依つて田園都市とも稱せらる。

以上述べたる如く村落の發生には種々の原因があるが、これと同時に地勢、歴史的關係が影響を及ぼして村落構成の上に種々の形相を表はすものである。

今其の基本的なるものを擧ぐれば左の如くである。

- 一、沿道村落——民家が往還要路に添つて横列をなせるもので、國縣道の沿線、都市隣接の町村、漁村、水田に添ひたる村落等によく見受くる所である。
- 二、圓狀村落——寺院、教會を取圍んで村落の出来る場合又は水田地方の農村に於て屢々見受くる處である。
- 三、階段村落——山腹に階段的に形成せらるゝものである。随つて山村に多

く見る處である。又古來、大河の氾濫、海嘯襲來の虞ある場所、或は低溫地方にて衛生關係より丘の山腹に階段的に形成せられたるものもある。

四、散雜村落——比較的、新に干拓又は開墾せられたる地方に、出村又は出郷として構成せられたる村落に多く見る處にして、人家散雜してその配列は一定の秩序なきものである。

五、田莊村落——豪家の周圍に農家が聚落して村落を形成するに至つたものである。

### 第三章 農村の社會調査

#### 第一節 農村社會調査の意義

既に述べたる如く農村はその構成の主要素たる人と、助要素たる天然とから成立つて居る。故に農村の富源を開發し、自治の實績を擧げんには、先づ以つて村の人的要素の狀況と天然の要素の狀況との一切を精密周到に調査研究する處がなくはならぬ。かく農村の實態を調査することを農村社會調査と名づく。社會

調査を最初に試みたるは、英人チャールズ・ブリス氏である。氏は倫敦市に於てこれを實行し以つて市民生活を改善裨益する處多かつたと言ふ。

農村と一言に言へば極めて簡單な様ではあるが、その内容を精細に研究すれば幾千事項に亘らなくてはならない。更に過去、現在に亘つて調査し、これを基礎として將來を豫想せんには實に非常なる努力を要する。殊に社會には目に見る事の出來ない精神の流があり。又容易に窺知する事の出來ない諸種の事情が潜在して、村落の平和を亂さんとし、或は樂園を一變して危惧の境に陥れんとして居ることあへある。

今これ等の有形、無形、過去、現在、未來に關聯して居る社會的事項を分析し、組織的、系統的に研究し以て村の實態を把握し、その實態の上に一定の理想、即ち農村計畫を樹立して、而して全村民をして十分にこれを了解せしめ、協同一致、理想實現に向つて邁進せしむれば、農村振興の眞諦に達すること決して困難なことではないであらう。

## 第二節 農村社會調査の方法

如上の社會調査を爲さんとするに當つては、その方法に二大別あることを知らなければならぬ。その一は部分的調査にして、他は一般的調査である。部分的調査とは、或特定部分の細密なる調査を爲して、これが合理的分類を爲すものである。例へば、農村の小作状況を調査するには、小作の種類、戸數、契約内容、小作者間の協同、附帶權利義務、地主との關係、沿革等と爲し、更にその各を細分して詳密に研究し、その結果を文書に記述し或は表示するものである。一般的調査は、部分的調査を包括して綜合統一するものである。

次に調査に當つては係員の陣容を整へるの必要がある。學校が中心と爲つて調査を爲す場合には、先づ學校長は町村長に對して町村經營の基調であり、且つ町村教育の根本である、この社會調査の必要を説述し能く了解を得、更に町村長と共に町村會議員及び區長に對してその目的及び方法を説明して十分なる理解と同情とを求め、これに共鳴し援助するの態度に出でしめなくてはならない。若しこ

れ等の手續を爲さずして調査するが如きことあらんか、時に村民より疑惑の眼を以て眺められ、或は教育事務の範圍を越えて濫りに村民生活の内容に立入るの誤解を受け、爲に豫期の目的を達し得ざるのみならず、時には村民の反感を受くることさへあるのである。故に調査に先んじて前述の如き公務に携はる人々の了解を得るは勿論、更に町村及び部落の状況に依りては、その他の有力者の了解と援助をも受くるの必要ある場合が少くない。上述の手續きを爲し終れば、愈々調査の陣容を整へなくてはならない。今左にこれが一例を示さん。

總裁 町村長

副總裁 町村助役

會長 學校長

副會長 補習學校首席教諭又は小學校首席訓導の内一人

專務幹事 同上他の一人

各部長 補習學校及び小學校の教員

各部落調査主任 同上

### 調査係 青年

#### 調査相談役 區長其他長老

總裁、副總裁は別に定まりたる事務なきも、調査總會、其他調査に關係ある會合等には成る可く出席を乞ふ事とし、調査に關する一切の事務は會長これを總括し、副會長は會長を補佐し、事務の細部に亘る指揮、監督には専務幹事これに當る。各部長は調査の細目を數部に分ちその各部を分擔するものである。各部落調査主任は、調査係なる青年幹部並に兒童青年を指導して調査を爲さしめこれを取纏めて各部長に報告する。各部長は各部落調査主任より受取りたる報告を纏めて専務幹事に報告し、専務幹事は各部長以下調査員を指揮して全體の調査を統一完成するものである。尙調査相談役は進んで意見を開陳することなきも、各調査員の質問に對して應答し、且つ助言を與へ以つて調査員をして圓滑なる調査を行はしめ調査有終の美を收めしめんとするものである。以上調査の組織成る時はこれを適當なる方法によつて村民一般に了解せしめて置く。

### 第三節 農村社會調査の項目

#### 第一、天然的状态

##### 一、面積

##### 二、地勢

- 1、四圍の境界(地圖)
- 2、地形
- 3、乾濕地の配置
- 4、河川……位置、洪水、旱魃の害及び被害史等
- 5、湖沼……位置、面積、状態等
- 6、丘陵……位置、状態等
- 7、堤防……沿革、缺潰の事實等
- 8、浸潮……沿革、被害狀況等
- 9、地震……災害史、救済の詳細等

10、海、山、湖等に至る海、水、陸路

### 三、氣象

1、年、月、日別平均、最高、最低溫度

2、雨量、同上

3、濕度、同上

4、風位、風力、被害史

5、晴、雨、曇、日數及其の季節別日數

6、雪、霜、初霜、結氷、霜柱、霽霰の降下日數及び測候所豫報の當否。特に初霜、晩霜の極端なる例

7、氣象の變遷及び原因。海洋、山嶽、地形、河川等の及ぼす變化、例へば朝霧、夕立等の如し

8、季節の長さ及び特質、四季溫度の變化狀態

### 四、土壤

1、地質系統明細圖

2、一般的性質

3、各部落に於ける化學的分析、特に酸性土壤農事試驗場調査物によること

### 五、森林

1、位置

2、種類……雜木林、用材林等

3、植物の種類

4、部分林、部落有林、公有林、官有林、社寺有林、私有林別

### 六、動物

1、種類……作物、家畜、人類に對する害益虫、鳥獸

### 七、礦物

1、鑛脈或は鑛層の位置。亞酸化鐵害の有無。鑛毒の有無。

2、鑛石の性質

## 第二、人的狀態

### 一、沿革



1. 村治の變遷
  2. 名勝、遺跡等
  3. 村民思想の變遷
- 二、戸口状態

1. 本籍戸口數

- イ、戸數 || 各大字、各部落別、その増減及び原因
- ロ、人口數 || 男女別、年齢別及び同上
- ハ、家族 || 數最大、最小、平均

2. 現住戸口

- イ、戸數
- ロ、増減
- ハ、人口數、現住人口と非現住人口との差、年齢、男女別、各大字各部落別人口數、増減
- ニ、離婚、同上

- ホ、獨身者の數、男女別、年齢、その原因
- ヘ、寡婦、鰥夫の數、年齢
- ト、孤兒、同上
- チ、雇人の數、各字、部落、男女、年齢、出身地別
- リ、出寄留及び入寄留、男女、年齢、職業、出身地別及び累年比較
- ヌ、出産及死亡

3. 職業

- イ、現住者及び本籍者職業別の數
- ロ、農業者數 || 自作、自作兼小作、及び小作の専業、兼業別及び大字別
- ハ、商業者數 || 専業及び兼業別及び大字別
- ニ、工業者數 || 同上
- ホ、雜業の細別
- ヘ、各職業別男女數

第三、經濟状態

一、地目

1. 田畑の筆數、面積及び所有者數
2. 宅地 || 同上
3. 森林 || 同上
4. 原野 || 同上
5. 牧草地 || 同上
6. 道路の種類、面積、里程
7. 以上の利用狀態

二、面積及び地價

1. 官有地段別
2. 民有地段別及び地價(田、畑、宅地)
3. 田畑、宅地 || 一筆當の廣狹(最廣、最狹、及び平均)
4. 田畑、宅地 || 一段步當地價の高低
5. 土地所有者の區別(耕地及び宅地所有の廣狹に依る)

6. 村民の他町村に於ける所有地と他町村民の自町村内に於ける所有地との比較

三、農耕

1. 耕地面積

イ、土地所有の廣狹に依る區別

ロ、耕作地區の廣狹に依る區別

ハ、耕作者別

a. 自作 || 戶數、段別、耕地一戶當平均及び家族の多少

b. 自作兼小作 || 自作、小作段別、戶數及び同上

c. 小作 || 同上

d. 土地所有者にして耕作せざる者の戶數、耕地段別一戶當、生業

ニ、田畑の一戶及び一人當平均

ホ、村内土地の自村及び他町村民耕作地比較

ヘ、一毛作、二毛作田の區別及びその段別

2. 小作

イ、種類、歴史的關係、現在の狀況

ロ、數、全面積、小作段別、廣狹(最高下及平均)一戸口當面積

ハ、契約||方法及び期間

ニ、小作間の協同||耕作、災害その他

ホ、附帶權利義務、小作料(大字、部落別、最高下及平均)

3. 地主

イ、業務

ロ、住所

ハ、土地所有の關係

ニ、新購入者の職務

ホ、遺産相續及家督相續の狀況

ヘ、地主の協同||地主會、小作人保護その他

4. 地主對小作人關係

四、資本

1. 固定資本

イ、各地目の時價

ロ、村内に於ける村民所有地の時價

ハ、村外に於ける村民所有地の時價

ニ、建築物||住宅、作小屋、倉庫別、建坪數、同上建物價格及び公私有別

ホ、動力||種類、馬力數及び價格

2. 流動資本

イ、株式及び債券||所有者數、職業別金額

ロ、貸金||貸金の數、金額

ハ、預金||種類、預主の數、金額(信用組合、銀行、郵便貯金)

ニ、保險||種別毎の員數及金額

ホ、農業運轉資本

ハ、動物||種類、數、飼養目的、及び價格

- b、肥料(供給の状況)
  - c、器具(同上)
  - d、飼料(同上)
  - e、種子(同上)
  - f、食料(同上)
  - へ、漁業運轉資本(同上)
  - ト、商業運轉資本(同上)
  - チ、工業運轉資本(同上)
  - リ、雜種業運轉資本(同上)
  - ヌ、生産的資本と不生産的資本との比較
- 3、財産
- イ、各地目別土地所有の廣狹に依る區別
  - ロ、所有財産高に依る區別
  - ハ、住宅、家屋の坪數に依る區別

- ニ、居住宅地坪數に依る區別
- 4、負債
- イ、公共用、個人用農、工、商別負債高、利子及び年限
  - ロ、負債の原因
  - ハ、性質
- 5、支出對照
- イ、一般財産支出對照
  - ロ、戸口當財産支出對照
- 五、生産
- 1、生産組織の概觀(職業別)
- 2、農業
- イ、農業
    - ア、米 || 作付段別、生産額、價格増減、播種、插秧、收穫期、一段步當生産額
    - バ、麥 || 同上

e. 其他穀類 || 同上

d. 荳類 || 同上

e. 果實 || 同上 (山地、原野の開墾、作付及び宅地利用、作付の餘地)

f. 蔬菜 || 同上 (宅地利用、稻の裏作、他作物の間作の現在及び將來)

g. 雜作物 || 同上

iv. 蠶業

a. 戶數

b. 桑作付段別 (桑葉採收の狀況、桑園、荒廢狀況)

c. 掃立期、上簇期

d. 一戶當生産額

e. 生産總額

f. 生産費 (飼育法改良による生産費節減の見込)

g. 純益總額及び一戶當

vi. 林業

a. 材木 || 森林段別、生産額、單價、收入額、販路、輸送方法等

b. 薪炭料 || 同上

ii. 漁業

a. 戶數、人口數、專、兼業

b. 船舶數、價格

c. 漁具 || 種類、數量、價格

d. 販路及び輸送方法

e. 收益 || 總額及び一戶口當

f. 魚種及び漁法

3. 工業

i. 戶口數、專業及び兼業戶數

ii. 資本 || 總額及び一戶口當

iii. 種別

iv. 勞働者使用數、男女別、支拂賃金總額及び一戶口當

ホ、生産額種別、一戸當

ヘ、生産費

ト、動力||種類、馬力數及び經費

チ、販路及び輸送方法

リ、収益||總額及び戸口當

4、商業

イ、戸口數、專業及び兼業

ロ、種別

ハ、經營||大小或は方法に依る區別

ニ、資本||總額及び一戸當

ホ、一ヶ年賣上高總額(最高、最低、平均)

ヘ、純益||總額及び一戸當

5、副業

イ、戸口數

ロ、種別及び生産品名

ハ、生産額||總額及び最高低平均

ニ、各生産品の單價

ホ、收入

ヘ、純益

六、公費

1、土地の負擔

イ、各種稅別及び累年比較

ロ、田、畑、宅地一段當及び同土地價當累年比較

2、住居の負擔

イ、負擔金額

ロ、負擔額一戸當最高低及び平均

3、營業者の負擔

イ、各種稅別、負擔金額



ロ、累年比較

4、税金滞納

イ、種別

ロ、戸數

ハ、金額

ニ、延滞の原因、納税の獎勵、納税貯金

5、村費の使途

イ、種別

ロ、金額

ハ、百分比

七、取引

1、各種生産品に對する小賣人及び仲買人の數(村民及び村民外)

2、各消費品販賣購買の狀況

3、協同に依る取引

イ、産業組合

ア、種類

ブ、組合員數、總數及び大字、區分別種類別(以下同)

ク、出資額及び出資口數

ク、損益計算

ケ、借入金額及びその償還

ケ、事業概觀

コ、貸借對照

コ、貸付金及びその回收

ク、貯金

ケ、貸付金、利子

ケ、受入又は販賣したる物品、數量、價格

ク、購買又は賣切らしたる物品、數量及び價格

ケ、倉庫及び土地の使用

n、財産目録

ロ、同業組合

a、生産品の種類

b、組合の範囲及び組合員数

c、組合の経費及び組合員の負擔額、生産品販賣金額、最高低及び一戸當

d、輸送方法

### 八、生計

#### 1、収益

イ、農業より來る収益額、各種農産物別

ロ、蠶業より來る収益額

ハ、林業より來る収益額

ニ、漁業より來る収益額

ホ、工業より來る収益額

ヘ、商業より來る収益額

ト、其他副業より來る収益額

チ、個人的収益

a、給料

b、各種職人及び労働者の勞銀

リ、利子又は配當金、預金、貸金、公債、株式等

ヌ、村外土地より來るもの

a、耕作収益

b、地代

c、公費

d、損益計算

#### 2、支出

イ、生計費

a、被服費(一人或は一家單位)

b、飲食費(同上)



- c、住居費(同上)
- d、醫療療養費(同上)
- ロ、耕作費
  - a、肥料代 || 種別、單價金額(金肥、自給肥料別)
  - b、農具及製俵費
  - c、傭人給 || 人員數及び金額
  - p、牛馬飼養費 || 口數、單位金額
  - e、害虫驅除費
- ハ、その他の費用
- ニ、負擔
  - a、土地負擔額
  - b、營業負擔額
  - c、所得負擔額
  - d、特別負擔額

- e、水利組合費
- f、協議費
- g、村外の土地を所有せる者の負擔
- ホ、負債利子(債權者の種類別に調査)
- ヘ、保險掛金(保險の種類別)
- 3、收支對照
  - イ、一般收支對照
    - a、收支對照
    - b、收支戸口當
  - ロ、特殊收支對照
    - a、耕作上の收支
      - イ、耕作上の損益(各作物別に明にすること)
      - ろ、耕作上の純益(損戸口當)
    - b、蠶業上の收支

い、損益

ろ、純益(損)戸口當平均額

c、林業上の收支

ゑ、損益

ろ、純益(損)戸口當平均額

p、漁業上の收支

い、損益

ろ、純益(損)戸口當平均額

e、商業上の收支

ゑ、損益

ろ、純益(損)戸口當平均額

f、工業上の收支

い、損益

ろ、純益(損)戸口當平均額

g、副業上の收支

ゑ、損益

ろ、純益(損)戸口當平均額

h、生活費戸口當

i、収入に對する生活費の百分比

#### 第四、教化状態

##### 一、学校教育

###### 1、義務教育

イ、學校數(分教場)

ロ、學齡兒童の就學、不就學、半途退學(不就學、半途退學の理由)

a、義務教育修了人員

b、同上百分比及び累年比較

c、不就學者に就きて、同上

d、半途退學者に就きて、同上

ハ、不就學の原因

- a、身體的缺陷に依るもの、數及び百分比
- b、精神缺陷に依るもの、同上
- c、社會的缺陷に依るもの、同上
- d、經濟的缺陷に依るもの、同上

ニ、半途退學の原因(細目同上)

ホ、學級數及び男女別

ヘ、教師の數、年齡、資格、男女、俸給別、高下及び平均

ト、出、缺席

- a、學級全體、男女別、月日別
- b、大字別

c、天候と出、缺席

d、缺席の原因調査(天候と交通機關の關係、業務等)

チ、兒童成績

a、優良兒の數、身體、經濟、社會及び家庭の調査

b、優良兒百分比

c、通常兒の數、身體、經濟、社會及び家庭の調査

d、通常兒の百分比

e、不良兒の數、身體、經濟、社會及び家庭の調査

f、不良兒の百分比

リ、健康狀態

a、身長(學年、年齡、男女別)

b、體重(同上)

c、視覺(不健全者同上)

d、聽覺(同上)

e、疾病(種別に就き同上)

ヌ、學校費

a、累年比較増減

- b. 經費細別及び百分比
- c. 生徒一人當
- d. 村民負擔戶口當

ル. 設備

- a. 敷地坪數
- b. 建物坪數
- c. 運動場坪數、生徒一人當
- d. 運動設備、用具及びその價格
- e. 校舎の位置、配置、光線及び溫度(教育上より見たる缺陷)
- f. 衛生設備
- g. 机、黑板、地圖等の數(教育上より觀たる新要求)
- h. 實業教育研究設備
- イ. 實業教育の種類

- ろ. 農工商、蠶水産業教育に對する設備
  - は. 實驗器具、機械及び参考書等に、裁縫、家事、家政、育兒、衛生教育に關する設備
  - i. 參考資料及び書籍
  - い. 部門分け及び數
  - ろ. 經費(累年)
  - は. 使用度數
  - に. 研究發表の度數(校舎、校庭等)
  - j. 美裝に對する設備
  - k. 遊戯に對する設備
  - l. 公民教育に關する設備
  - m. 各種統計設備(教師生活、兒童の努力程度)
- ナ. 學科目配置及び時間數
- ニ. 教師の教養

a. 出身學校に依る區別

b. 視察次數

c. 研究機關

d. 研究發表の度數

二、義務教育以外の學校教育

1. 學校教育費 || 高等科と尋常科との經費對照

2. 高等科入學者數及び尋常科卒業生に對する割合

3. 尋常科卒業或は高等科修了者の中等學校入學者數及び學校別數(累年)

4. 同上志望者に對する入學者率(累年)

5. 中等及び高等學校の生徒區別

6. 卒業後の狀況

三、農、林、蠶、水、産、商工業及び家事、家政、裁縫に關する教育

1. 種類 || 補習學校、青年訓練所講習、個人的及びそれ等の數

2. 修了者數 ハカスガハシ

3. 教育を受けたる者の數

4. それ等に對する設備及び經費

5. 村民の負擔額(戸口當)

四、壯年男女及び兒童に關する會合

1. 性質及び數

2. 會員數(男女及び年齢、大字別)

3. 義務會費及び年限

4. 經費

5. 事業

6. 他の團體との關係

五、文庫

1. 性質及び公開延日數

2. 圖書の部類及び數、價格、教育上より觀たる新要求

3. 經費(購入費及び維持費)

- 4. 閱覽者の數及び方法
- 六、新聞及び雜誌

- 1. 種類及び種類別部數

### 第五、宗教狀態

- 一、教派別檀、信徒の數及びその經濟及び教育
- 二、教派別寺院及び教會の數及びその各に屬する檀、信徒數
- 三、寺院及び教會の維持總數及び各別
  - 1. 不動産及びそれより來る收入
  - 2. 動産及びそれより來る收入
  - 3. 施入物數及びその價格
  - 4. その他の收入
- 5. 負擔
  - イ、公費
  - ロ、宗費

### 6. 維持費

- イ、一ヶ年間の費用
- ロ、其の出途
- 7. 檀、信徒の義務
- 四、住職及び教師の數、教育程度、思想
- 五、住職及び教師の家族及びその生計
  - 1. 收入(總額、最高、最低及び平均)
    - イ、職務上より來るもの
    - ロ、その他
  - 2. 支出
  - 3. 收支對照
  - 4. 家族の數(最多、最少及び平均)
  - 5. 子弟教育の狀況
- 六、住職及び教師の相承狀況

七、寺院及び教會の事業

1. 種類

2. 經費

イ、維持機關より來るもの

ロ、寺地及び教會の收入より來るもの

ハ、公共或は個人の寄附及び補助によるもの

3. 事業の概況及び數量的效果

4. 設備狀況

八、寺院に附屬する團體

1. その性質數及び團體員數並に其の團體員にして村民と然らざる者との數及び割合

2. 村内の人々にして村外の寺院及教會に附屬せる團體員となれる者の數

3. 團體員の義務

4. 團體の事業

九、迷信

1. 種類

2. これを信ずる者の數

一〇、宗教に關する傳説

一一、宗教的風俗

第六、社會的狀態

一、農村に於ける政治

1. 自治の運用と事務

イ、町村吏員 || 員數、年齡、俸給額、所有財產、職業、住所及び勤務日數

ロ、町村會議員 || 員數、年齡、各字に於ける配置、所有財產、職業及び住所

ハ、町村組合 || 種類、數、事業、負擔

ニ、選舉

ア、選舉有權者

イ、多額納稅議員選舉有權者

ろ、衆議院議員選舉有権者、同上無権者及びその割合  
は、府縣及び町村會議員選舉有権者及び同上

b、選舉權行使の狀況

い、各選舉に於ける投票者の數、職業、其他大字別

ろ、各選舉に於ける無効投票數及び有効投票との割合

は、各選舉に於ける棄権者數、職業、其他大字別及び各別の投票者との

割合

に、各選舉に於ける選舉違反によりて罰せられたる者、職業、其他大字

別

ホ、黨派

a、黨派別人口數、職業別及び大字別

b、黨派別選舉違反者數

c、黨派と村落間の關係、これが兒童青年に及ぼす影響

d、村治上黨派影響

## 二、農村に於ける各種團體

### 1、水利組合

イ、組合員數

ロ、經費

ハ、各戸負擔額

ニ、役員、年齢及び大字別役員選舉の狀況

ヘ、當該水利事業の沿革史

ホ、組合による利益(組合關係の地域)

### 2、農會

イ、會員數、年齢及び大字別

ロ、役員、總代及び大字別婦人の進出狀況とその將來の見込

ハ、經費

a、會員負擔額及び總經費

b、村内會員負擔額(總額及び一戸平均)及村外會員負擔額

c、事業費、上級農會費及び役職員に對する經費



二、事業

- a、經濟的施設、件數、經費
- b、社會的施設、同上
- c、技術的施設、同上
- d、教育的施設、同上
- 3、産業組合(各種、前項に準ず)
- 4、同業組合(同上)
- 5、農業倉庫(同上)
- 6、地方改良會
- 7、青年團

イ、數及び會員

- ロ、公堂 || 位置、建坪、設備、器具及びこれ等の價格
- ハ、經費 || 總額、補助額、會員負擔額

ニ、基本金額

ホ、經費の使途最近五箇年間の明細)

ヘ、事業

- a、公共的種類及びその効果を詳細に示すこと
- b、社會的(同上)
- c、教育的(同上)
- d、會合數(同上)
- 8、婦人會(同前及び大日本婦人會との關係、家庭教育に對する努力)
- 9、女子青年團(前記青年團に準ず)
- 10、戶主會(同上)
- 11、自治會(同上)

第七、運輸及び交通狀態

一、道路

- 1、種類及び延長
- 2、分布の狀況(交通圖)

3. 状態

- 4. 耕地整理前後の比較
- 5. 橋梁の状況及び数

二、水運

- 1. 水路の種類及び延長
- 2. 水深、水勢、潮流
- 3. 港湾の状況
- 4. 船の種類及び数

三、輸送

- 1. 道路、水路、驛亭の位置
- 2. 輸送機關
  - イ、鐵道停車場の位置、延長、種類
  - ロ、汽船數、噸數及び速力
  - ハ、電車數、速力、輸送力

ニ、自動車(同上)

ホ、自動自転車(同上)

ヘ、自転車(同上)

ト、馬車(同上)

チ、人力車(同上)

リ、牛馬(同上)

四、郵便、電信その他

- 1. 郵便局の位置、各大字よりの距離
- 2. 電話加入者
- 3. 電報取扱所の有無及び数
- 4. 郵便集配の回数
- 5. 便利

五、各重要地に至る距離

- 1. 重要都市、市場及び生産地に至る距離

2. 周囲の町村への距離

### 第八、保健状態

一、死亡者数(死因、男女、年齢、職業及び月に依る各別)

二、疾病

1. 罹病者数(種類、罹病原因その他同上)

2. 治者と不治者との割合

三、傳染病

1. 罹病者数(同上)

2. 治者と不治者との割合

3. 傳染病防衛費及び患者一人當經費

4. 避病舎の位置及び設備

四、醫師及び助産婦

1. 醫師の數、治療患者數

2. 醫師一人に對する戸口の割合

3. 助産婦の數及び戸口との割合

五、學校兒童の身體検査及び疾病防衛の設備

六、徴兵検査の結果(累年比較)

七、死産

1. 死産者數及び累年比較

2. 死産率

八、各家上水の化學的分析

九、下水、汚物の處分

一〇、溝、沼、ドブの位置及び數、その化學的分析

一一、住宅、納屋、便所、風呂場、井戸の配置狀況

一二、家庭に於ける食物(野菜及び牛乳等)の保存法

一四、疾病動物の統計

一五、學校、寺院及び食堂等に於ける保健設備

一六、空氣の乾濕

一七、氣象

第九、社會病的狀態

一、犯罪

1、犯罪數種類、動機、男女、大字、年齡別

二、精神病

1、數、男女、年齡、種類、程度、大字別

2、原因、突然又は遺傳

三、貧窮者

1、戶口數、原因、年齡、大字別

2、戶主及び主婦の年齢

四、浮浪者

1、數、動機、年齡、男女、大字別

五、無扶養者(同上)

六、自殺者(同上)

七、不具者(同上)

八、孤兒(同上)

一〇、貧民長屋

1、戶口調査

2、家族數、最多、最少、平均及び疊數

3、犯罪者、不具者、精神病患者、貧窮者、浮浪者、無扶養者、自殺者、傳染病患者

4、迷信

一一、救濟制度

1、種類

2、當事者

3、經費

4、被救濟者數

5、効果 (以上は熊本市外健軍村調査に用ひたる項目である)

#### 第四節 農村社會調査の注意

農村社會調査は勿論調査者の常識に俟つべき處が大である。善く民衆に對する接觸を考へて真相を知るに遺憾無きを期し、又地方的特殊狀況を十分に考慮して眞に生きたる調査を遂げ、<sup>1)</sup> じて帳簿上の弄文に終らざるの覺悟が必要である。今左に調査上の注意を列舉せん。

一、社會は渾一體なる故に精細周密なる部分的調査を總括し、各事項の有機的關係を十分に表すことに努めなければならぬ。

二、部分的調査は、主要なる項目の下に組織的に表はして、善く理解し易からしめなくてはならない。

例へば數字はこれを統計に表示し、或は便宜圖解して一目瞭然たらしむるが如きである。

三、調査の進行に伴れて社會的缺陷を發見したる時は、其の原因を明にして以て改善の方針を樹立するを要する。而してこれが爲には後章説述する教育網

の活動に俟たなくてはならない。

四、當該農村の特質につきては深く調査研究して、教育上並に農村經營上の資料としなくてはならない。

これを農村實際生活の狀況に就きて説明せん。一戸經營段別、家業の内容、一ヶ年の收入等を調査し一方これを生活費に比較して缺損を見るなれば、その原因を探求して、何等かの缺陷を發見することを要する。例へばこの場合に於て經營面積過少なるが爲に收入の少きことを發見したならば、年内に於ける農閑期を利用して副業研究を爲すが如きである。

五、調査上特に注意を要することは天變地異による非常時に於ける調査である。嘗て著者は海嘯の慘害を受けたる沿海十里に亘る地方の調査を敢行したことがある。或一村の如きは二百七十戸の全家を流され、死亡者五百餘人を算し、一家離散家族の所在さへ知ることの出來ないもの夥しく實に酸鼻の極であつた。かかる場合には民衆の感情高まり神經過敏になつて居るのであるから、暗示感性強く少しの行き違ひより感情を害し群集心理を現出し、遂に調査を不

能に終らしむることさへあるのであるから、罹災民に對しては飽までも心からなる同情と親切の念を以て接するを要する。即ちその服装は質素に動作は輕快に、言語は懇切丁寧にして恰も戰場に於ける赤十字社班の如く活動しなくてはならない。かゝる災害ならずとも尙往々にして見掛ける傳染病發生、作物の病虫害發生、颶風、洪水等の災害を受けたる場合に於ても、これと同様の注意を以てしなくてはならない。かく救恤の目的を達せしむると共に事實を農村沿革史に詳記して後代に遺し、又他面自治及び教化の主要なる資料たらしめなくてはならない。

六、最後に病的状態を發見する時は其の原因を究明して、速にこれが救済に當り然る後徐ろに根本的救済策を樹立しなければならぬ。

#### 第四章 農村社會の分觀

農村の振興は部分的でなく全般的であり、皮相的でなく根本的でなくてはならない。何となれば農村社會の組織は極めて複雑なものであり、亦農村社會に現る

ゝ萬般の事象は全一なる村としての社會意識の表現であるからである。農村社會の運営は自治、經濟、教化の三の様式に分たる。

さて本邦農村社會の振興を圖るに當りては、先づ第一に農村は現在如何なる境遇に在るか、果して衰頹に赴きつゝありや、若し衰頹に在りとすれば如何なる理由、原因に依つて然るかを考察しなければならぬ。

換言すれば、農村社會調査を行ふことに依つてその農村の實態を明にすることが肝要である。故に前述の三様式たる自治、經濟、教化の事項を摘出してこれを科學的、哲學的に考察把握しなければならぬ。

勿論社會はこれを組織する個々人の心意の相關關係それ自體であるが故に、農村社會の本質を知らむには先づその社會意識を認識しなければならぬ。故を以て農村衰頹の原因と言ふも、各事項が獨立のものではなく有機的に相影響し相錯綜し、以つて社會の變態病態を惹起するものである。故に單にその衰頹の多樣を科學的に分析列記するに止らず、更に哲學的思索をも加へ以つて各事項の相關現象の考察研究を遺憾なからしめることが肝要である。右の次第であるから、現

下農村の實狀を法制的、經濟的、教化的等の事項に分ちて順次考察し、同時に各事項の有機的關係につきてもこれを討究しつゝ、他面現代農村生活を反省することに依つて深き教育的自覺を喚起し、併せて農村振興の根本策を探求せんと企つるものである。

## 第五章 農民の法制的生活

### 第一節 農民負擔の現狀

輓近民衆運動の勃興に伴ひ農民運動も著しく擡頭するに至つたことは世の注目をひく處である。殊に農村は昨今世界的不況の影響を受けてこの運動一層熾烈ならんとして居る。而してこの運動中の著しきものとしては、農民の公課負擔問題、小作法問題、農産物價問題等であるが、本節に於ては農民の負擔の問題に就きて説述し、他は後説に於て述べることにする。

さて農民が租税其の他の公課を負擔することは、固より國民として當然の義務であり、又同時にその職業たる、農業を透して國家の財政其の他に貢獻し、且つ國家

社會の發展の上に積極的に參與するのはこれ正に農民の有する權利である。然るにこの負擔の過重に失し或は商工その他の國民の負擔とその均衡を失することを指摘して、速にこれが改正を加ふべきことを主張するものがある。今一般國民及び農民の負擔の狀況を示せば左の如くである。

#### 農業者及び商工業者の所得(大藏省調査)

年 別	大正四年を 百とせる指數	
	田畑の所得	商工業の所得
四 年	二三六、五三六 <sup>千円</sup>	一七七、八八 <sup>千円</sup>
七 年	二一九、四六三	四三八、五七四
九 年	六二五、三五八	五三八、〇八五
十 年	七一九、一五八	七三三、一九一

右の調査に依つて次の事項を知ることが出来る。

イ、田畑所得約三倍の増加を示して居る(三・〇四倍)

ロ、然るに商工業者の所得は四倍強に増して居る(四・一二倍)

農業者と商工業者との所得の増加割合はかくの如くなるに拘らず、兩者の公課

の負擔額は却て農業者に重く商工業者は遙に軽くなつて居る。

農業

商業

一〇・三七最低

六・八二最低

一一・二七(最高)

九・二〇(最高)

右は所得百圓に對する課税額である。何故にかくの如く賦課に不均衡を示したかと云ふに、抑々兩者の租税額の計算を爲すべき基礎に於て違ひあるが爲なりと論ずるものがある。惟ふにかくの如きは十分なる調査を遂げこれに基きて考察し、若し不合理なりとせば農民は立憲的態度に於てこれを是正すべきであつて決して徒に附和雷同して非合理的なる方法に出づることは嚴に誠めなくてはならない。殊に本統計の作製後に於て地租その他に減免を加へられたのみならず、今後減税等に依つて負擔の調節を加ふべく政府も折角努力しつゝある處であるから特に上述の感を深くするものである。

過去に於て右の如き不均衡を招來した原因は、抑々農業者に對する課税は土地と云ふ動かすべからざる不動産を以て租税額計算の主要なる基礎として居る故

に、比較的公平に然も容易に計算賦課することが出来るが、これに反して商工業者の課税は、租税額計算の基礎が主として動産なるを以てその計算が實に困難であり、實際の租税額計算に當つては往々にして算出上過誤を生じ易く随つて公正を缺ぐことも不可避のことであらう。

次に土地及びこれが生産額と租税との關係を見るに、先づ第一に農業の基礎たる可き耕地に課せられる、租税並に公課を示せば左の如くである。

有税田畑地價總額

地 租(天正十年度大藏省主税局調査)

田 一〇一、五〇〇萬圓

四、六〇〇萬圓

畑 二二、五〇〇

一、〇〇〇

田畑一反歩に對する課税狀況(農林省農務局發表昭和元年決算の事實)

國 税

道府縣 税

市町村 税

計

田 二・七<sup>円</sup>

一・七<sup>円</sup>四

一・一<sup>円</sup>六

四・九<sup>円</sup>五

畑 〇・五〇

〇・五〇

〇・二<sup>円</sup>八

一・二<sup>円</sup>八

尙これに加へて考慮をすべきは戸數割及び同附加税であるが、然るにこの兩者



の田畑負擔額は算出困難なる爲参考として表示する。

市區 一二・九一 町村 二二・〇二

次に土地の生産力と課税額とを比較すれば、附昭和四年農林省務局發表  
一段歩に付田畑負擔の調査(昭和元年)

地租	府縣稅	町村稅	計
田 二・〇五一	一・七四二	一・二五八	四・九五一
畑 一・〇二六	〇・八七〇	〇・五七九	二・四七五 <small>(段當收量を二石とし一石に就きて)</small>

次にこれを地主につきて計算すれば、小作料全國平均〇・九六七石(大正四年より九年に至る全國平均)にして一毛作田に於て普通一石八斗九升八合、二毛作田に於ては、一石一斗九升五合、畑小作料見積金額は十五圓七十二錢七厘(麥、大豆)である。地主の租稅額は相當重いものとなるが地主が重き負擔をなす時は往々にして小作料にそれが轉嫁せられて、結局小作農家が高い小作料を支拂ふこととなる場合も生じて來るのである。

以上の外農家の負擔する公課には農會費、水利組合費、病虫害驅除豫防費、協議費等がある。

費目	全國金額
農會費	一〇、一三八、〇〇〇 <small>(大五十三年度農務局)</small>
普通水利組合費	一〇、六九六、〇〇〇 <small>(昭和三年度豫算内務省地方財政概要)</small>
水害豫防水利組合費	一、四七三、〇〇〇 <small>(昭和三年豫算同上)</small>
協議費	三四、五六八、〇〇〇 <small>(昭和元年 同上)</small>

元來各公課總額中幾割か、田畑の負擔額であるが、賦課標準一致し居らざる爲め算出し難さも、大體これ等總額の約七割内外は田畑の負擔と見れば大差なからむ。

以上公課の外に各種寄附金、例へば愛國婦人會、赤十字社、各種慈善團體、神社、寺院、娛樂、災害救助等に對する寄附金、或は各種會費等は年を逐ふて増加の傾向にある。これ等農民負擔の問題は、勿論國家としても早くより種々考究して輕減の方途を講じつゝある處である。例へば地租の一定額免除等の如き、又一般租稅の輕減

の如き政府の大に力を注ぎつゝある處であるが、要するにこれが實現は農民の政治的自覺により、立憲國民としての正常なる手段に出で合理的解決を期すべきである。農村教育上公民教育の徹底を圖り、政治教育の實績を擧げることの必要なる所以は實にこゝにも存するのである。

## 第二節 農家副業の現在と教育

農家の副業はこれに關係する法制の變遷に伴ひ時に消長を來すことがある。然るに其の影響の爲めにこれが衰滅を來す恐れある場合に於ては、宜しく農政上、教育上より適當なる指導獎勵をなし、これに代るべき適切なるものを獎勵しなければならぬ。

我國の農業經營は極めて小規模であつて、全國平均一戸約一町歩に當つて居る。而して其の經營の内容は米麥を主として居るので、農家の實収入は甚だ少額である。

然るに殆ど孤家經濟の範圍を出なかつた我が國農家は明治維新を一劃期とし

て國民經濟に一變を來すと共に、農業經營も亦漸次その影響を受けるに至つた。かくて、農家の經濟生活は從來の自給自足の生活より脱して農業經營をして營業化せしめ、且つ生活資料の大部分を他より購入し、而して衣食住の程度を向上せしむるに至つた。その他子弟の教育費、社交費、公課の増額、寄附金の増嵩等生活に要する支出金額は驚くべき増加を來したのである。然るに、翻つてその収入を見る時は、適當なる副業を營まざる限りこれを増加すべき理由の何物をも見出すことの出來ない状態である。尤も年々幾多の米麥その他雜穀の増收はあれども、農産物價暴落は數年毎に農家を苦しめ、その貯蓄に喰ひ込み、却つて一家經濟の困難を見るの状态である。

譬へ米價が一般物價に伴つて居ることゝしても米作收益のみを以つてしては、到底生活費の増額に伴ひ得べくもない。左に當局の調査に係る自作農の經濟状態を掲げて参考に資せん。

全國四十ヶ町村、百二十戸に就きての調査家族七人九分

収入		収入目的物	収入高
田	米收穫高(一・四九)		一、二二一・八〇〇
同	籾收穫高(一・四九)		八一六・五〇
畑	麥收穫高(〇・六一)		八六三・九〇
	園藝その他蠶業、野菜		一八五・七八〇
山林	(〇・六七)		一五二・七〇
計			一、四九〇・八九〇
支出		支出目的物	支出高
	食料費		五三九・〇五〇
	被服費		一五七・八四〇
	住宅費	修繕、新築、石油、電氣	一一四・二五〇
	酒類		七四・五九〇
	農業經營費(肥料、農具等)		二三五・八七〇
	公課及び寄附金(各種税金その他)		一八四・九二〇

兒童教育費	二九・一八〇
社交費	
傭人給料 (日傭六五人)	六五・三〇〇
雜費	二七一・四七〇
計	一六七二・四七〇
收支缺損	一八一・五八〇

田畑約二町歩に養蠶その他の副業を經營して尙且つ百八十餘圓の缺損を爲して居る。然もこれは自作農家である。若し夫れ小作農家のそれを調査せんか、剩餘勞力を他に傭はれて、賃金收入を受けること五十六人役にして尙且つ四十四圓餘の缺損を示して居る状態である。かくの如く農家經濟の悲境にあることは、種々の原因に依るべきも、特に注目すべきは適當なる副業を有せざることがその有力なる原因であると信ずるものである。蓋し本邦の農業は、經營要素の中で勞力の利用が極めて重要なことである。然るに、従來は農閑の勞力利用上適當なる副業の研究に力を致すことが尠かつた。局部的に言へば、彼の海濱農村が唯一の副

業たりし製鹽業を廢し、或は山間地方に於て煙草栽培を廢し、又酒類醬油等はその租税に關する法制に依つて、これが製造を制限せられ、農家をして生産者の立場より一變して、純然たる消費者の地位に立たしむるに至つた。この外山林地方の農村は、明治初年頃までは慣習上、或程度まで官有林野の利用を許されてゐたのであるが、地租改正、地券發布の際に於て、官私有林野を劃して、以つて官有林野の利用を制限せられたる爲に、用材、薪炭、秣草の供給に窮し、隨つてこれを材料とする副業を失つた。かくの如き理由に依つて、官有林、御料林の多き山林地方では農業經營の困難に陥れるものが尠くない。

以上農村副業の状態を通觀する時は、今後國及び府縣に於て新らしき副業の研究獎勵を爲すべきは勿論、一般農家に於ても適切なるものを選択し、これが振興を圖ることが肝要である。惟ふに農家の副業は、その地方に於ける生産物を原料と爲し、又は自然的恩恵を利用することに留意して行ひ、徒に巨利を望まんよりは寧ろ農閑の期を無爲に過すに比すれば尙優れりと言ふ意味に於て堅實なる種類のものを選択することが肝要であると信ずる。何となれば利益多き副業は時に依

つて振、不振あり。その一度不振に遇へば深刻なる打撃を被り、長くこれを癒すことが出来ないのが農家經濟の特徴であるからである。

尙副業に依つて得たる収益はこれを信用組合等に貯蓄せしむるを可とする。又生産物は一定規約に従つて格付することとし、共同販賣を爲すと共に販路の擴張を圖らなければならぬ。かゝる意味に於て副業の選擇と販路の擴張とは、村民の自覺が先づ第一に必要な要である。これを以つて、農村教育に於ては、手工、農民美術、農産製造等の教授を徹底すると共に、産業組合に關する知識を與へ、且つ公民訓練の徹底に依りて共存共榮の精神を涵養し、有爲の村民を養成することが肝要である。こゝに於ても亦農村教育者の自覺と努力とを要望する次第である。

### 第三節 農民の政治生活と教育

我が國が明治時代に於て立憲制度を敷き民權を尊重せる政治を行ふに至りてより國運の進展著しく、國民民福の上に極めて大なる効果を收めたることは言ふまでもないことである。然し乍ら仔細にその利害得失の跡を検討するに尙今後

心を秘めて改善すべき数々の事項を認めざるを得ない。

抑々、吾等は人民の選舉せる議員に依つて行はるゝ議會が、唯一の誤りなき體制意思を決定すると言ふ信頼を以つて、政黨の對立を認め、何れを以つて體制意思と爲すべきやの判斷を異にし、以て一の正しき體制意思の決定されんことを期待せんとするのである。然るに立憲制度の運用は、國民のこれに伴ふ教養未だ乏しき爲に甚だ遺憾の状態を暴露することが尠くない。例へば選舉を行ふ毎に忌はしき犯罪を暴露し、且つ又町村自治各種團體其他各方面に至るまで種々弊害を見るに至つた。

今これ等立憲自治制度の往々にして陥り易き恐れある弊害を列擧すれば左の如くである。

一、農民の軋轢 農村の進展は農民の一致團結にある。農民の思想醇化し精神的に統一せらるゝに至らば、あちゆる組合團體、あらゆる制度機關が各その使命を果し有機的活動を爲して、産業經濟は進展し、教化の成績は向上して行く。かくして活力あり、彈力ある農村が建設せられるのである。これに反して農民

朋黨を作つて互に軋轢せんか産業は萎微し、交通は開けず衛生、教育等の事業に至るまでも消極退嬰に陥り、終には農村の疲弊困憊を招來するに至る。

二、財産の蕩盡 名譽職各種團體の役員に當選せんが爲には、多額の經費を要し、これが爲に農村の有力者が倒産して終に他に轉住する者が尠くない。

三、政治運動に熱心の餘 家業を忘れるものを生ずる恐れがある。若しこの弊に陥らんか堅實なる農民性を害ひ、甚しきは村治を紊亂するものも生ぜんやも計り難いものである。

以上の弊害を未然に防ぎ又はその萌しある地方に於てはこれを一掃し以て憲政有終の實を收めしめることは刻下喫緊の問題である。すでに普通選舉並に陪審制度は實施せられ、益々國民の公民的教養の必要を迫らるゝの秋に方り吾等は農村教育に於て、政治教育の徹底、政治道德の確立を一日も早からしめんことを切望して止まないものである。

小學教育並に社會教育に當る農村教育者は思ひをこの處に秘めて、その新らしき教育運動に向つて、尙一段の努力を拂ふの必要を痛感するものである。(第七章

農村の思想生活参照

第四節 農村青年の兵營生活と教育

閑靜なる田園に生ひ立ちたる青年が、海陸軍人として入營するや、繁華なる都市、娛樂多き都市、美麗なる都市を皮相的に觀察して、再び郷土に歸農することを忌み嫌ひ、都會に職を求めて永住せんとする傾向がある。この傾向は年を逐ふて益々著しからんとする狀勢にある。軍隊に於て訓練され、質實剛健の精神を體得したる青年が、郷土に歸農し、其の中堅となつて郷土開發に當り、或は青年訓練指導員として後進青年の誘掖に努める時は、農村振興に貢獻する處極めて大なるものである。故に軍隊に於ても、在營期間中に於て、前述の如く再び郷土に歸農して、中堅人物として立つの決心を與ふべく、名士講演、講話等に依りてなりと、農業教育、公民教育を施し、退營の後は勇んで歸農し、専心、郷土開發に當らんとするの態度を涵養せられたきものである。

著者が大正四年より、數年間歩兵第四十四聯隊の招聘を受けて農事講習に關係

したのであるが、兵士の大多數は農村青年なるが故に、學習狀態極めて良好にして頗る愉快に教授に當つたことがある。近時、斯種施設の多く行はるゝことを聞かないのであるが、如上の理由に基いて、全國軍隊に向つて之れが適切なる普及を圖られたきものである。

第五節 農家の土地所有狀況と教育

明治初年に於て土地私有の制度實施せられ、年月を経ると共に漸次土地兼併の事實を見るに至つた。斯くて多數の小中地主は其の所有地を失ひ、小數の大地主の所有に歸するに至つた。

土地分配の狀況

耕地所有面積の廣狹により區別したる地主戸數表(昭和四年農林省統計)

年次	五反未満	五反以上	一以上町	三以上町	五以上町	十以上町	五十以上町	合計	地主總戸數ニ對スル割合
明治四十三年	二、三〇、一三三戸	一、三六、八八九戸	八〇、八六戸	二五、三三戸	三七、九三戸	四、三六戸	二、八九戸	四、九三、三九三戸	五反五反以上一町三町五町十町五十町以上
									未滿以上



同 三 年	同 二 年	昭 和 元 年	同 十 四 年
	四、〇五、三三	四、〇四、六六	四、〇三、五五
		九〇、七四	九〇、七五
	四、〇八、七二	四、〇七、五三	四、〇六、〇六
	八・三	八・三	八・七
	一・六	一・九	一・五

かくの如く、中小地主の減少するは、主として中小地主が土地を維持すること困難なるがその主因で、相續制度による農地の自然分割の結果より來るものは極めて少きものと認めなければならぬ。

土地兼併は、大地主と不在地主と小作農業者との對立を招來し、彼の憂ふべき小作爭議や、その他種々の病態、變態を惹起するに至るものである。こゝに於て吾等は小作農業者に對して、土地を購入するの機會を與ふるの急なるを信ずるものである。而してこれが對策としては、現在の自作農創定制を一層有効に活用すべきである。尙又家産制度を設けるが如きもこの弊害を防ぐに効果あることであつて、今後の重要な研究問題である。

而してこれが爲めには、農村教育上土地親愛の精神を養ひ、農民をして土地を愛しこれを所有せんとするの熱情を起さしめることが肝要である。

### 第六節 農村文化施設の現状と教育

最近科學の進歩は、人類生活の向上に貢獻する處實に偉大なるものがある。又文化の進展は、精神生活の向上に甚大なる効果を及ぼしつゝある。然るにこの兩者を盛んに取入れて生活の向上進歩を圖りつゝあるはひとり都市であつて、農村はその恩恵に浴すること、甚だ乏しき状態にある。現に都市問題として高唱され實施されつゝあるものを擧ぐれば、自治問題、警察、消防、風紀、衛生等の都市防衛問題の解決等其の一、産業經濟の進展、交通の發展等を遂げしむる都市設計問題其の二、都市に發生する社會病的現象に對する感化救濟事業其の三、上下水道、電燈、公設豫均等各種事業の公營其の四、等である。この外教育機關にしても、娛樂機關にしても、既に農村に於ては見ることの出來ない設備、内容を備へて居る。以上の如き諸問題が所謂都市問題として、着々計畫されと實行せられつゝあるに反して農村に於ては穀價問題、糸價問題と言ふが如き消極救濟の問題が高唱せられ、其の實現に對しては農民代表者の叫びを聞くのみである。かくの如く都市問題に比して農



村問題の寂寥を感ずるの甚しきことは今後大いに國家としても農村としても力をこゝに致すの緊切なるものあることを痛感するものである。

然し乍ら農村の施設は、自ら農村的ならざるべからざる理由により、決して都市の模倣に甘んぜしめることなく、農村獨得の文化施設を爲すことが肝要である。元來都市は物質文明に偏するも、農村は醇美なる風尚を保有し、精神文化的なるをその特長とする。即ち農民性には我が國民性の生粹なるものが保有せられて居る。即ち隣保協同の美風尙能く保たれ、勤勉力行の精神は都市人の遠く及ばざる處である。又農民はその環境と職業との關係よりして身體強健にして、人口増殖力著しく勝れたるを見る。

以上述ぶるが如く、農村問題の解決は都市問題のそれに比して、甚しく立ち遅れ居るを以て、今後は大に農村振興に力を加ふるの必要がある。而して其の方法としては、先づ根本に於て農民教育を徹底し、以つて倫理的、公民的自覺を促し、農民をして自ら進んで協同一致以つて農村計畫を樹て、或は自治團體の力に依り、或は國家の力に俟つてこれが實現を期し、都市文明と農村文化とが兩々相俟つて、我が國

文化の充實進展を遂げしめなくてはならない。農村教育者の責務、亦大なりと謂つべきである。

## 第六章 農民の經濟的生活

### 第一節 農民經濟生活の重大性

今日農村に入つて農業經營の狀態、家庭生活の實狀を觀る時は、その如何に日新の科學を應用することの鮮なく、又その如何に改善進歩の遅々たるかに驚かざるを得ないであらう。惟ふにその原因たるや、我が國農民は歴史的に退嬰的な經濟觀を植付けられて居る、隨つて祖先傳來の農業經營方法を金科玉條の如く考へ、日新の科學を取入れる意思が甚だ乏しい。その上明治以來の貿易政策、産業政策の關係上よりして、商工業に比し甚しく遜色あるに至つた。殊に昨今經濟不況に遭遇するや、農民の經濟は極めて憂ふべき状態に陥りつゝあり、この情勢は農民思想の上に影響し、小作爭議その他種々の難問題を惹起せんとするの惧れがある。「衣食足つて禮節を知る」と謂へる如く、經濟的境遇は思想問題の直接原因を爲すもの

なるが故に、農村社會の真相を究めんには經濟生活調査の研究に重きを置く必要がある。

## 第二節 農家の經營面積と教育

既に述べたる如く、我が國の農業經營は極めて小規模に行はれて居る。統計に依るに、現今内地に於ける耕地面積は約六百八萬町歩にして、これを約五百五十萬戸の農家が耕作して居る。随つて一戸當り經營面積は約一町九畝である。然し實際に於ては、一町歩未滿を耕作する者が全體の六割九分を占めて居る。かくの如き狭小なる耕地が農業經營の主たる基礎資本であるが故に、農家の經濟は平年と雖も實に容易ならざるものがある。

第五章第一節農家の收支計算表に示せる如く、自作農家に於てさへ尙收支相償はざるの狀態に在るから、自作兼小作農家、殊に小作農家の經濟狀態に至つては實に察するに餘りがある。而して其の年々の缺損は高利の負債を以て補填せざるべからざるに至り、爲めに小作人は小作權を賣却して、其の急場を逃れんとして、終

には祖先墳墓の地を離れて、都會の勞働者となり、或は又失業者の群に流れ落ちて行くのである。此處に於て乎、この經營規模の過小より來る農業經濟の不振は、果して宿命的なものであるか否かを反省しなければならぬ。

熟々考察するに、經營面積の過小に基く農家經濟の不振は決して農業經營の改良に宿命的なものではなく、科學的經營の方法を採用することに依つて其の行詰りを打開するの道有ることを忘れてはならない。譬へば多角形式の農業經營法の如きは其の一例である。米麥作を主體とし、その他適切なる副業を加味し、收益の増加を圖り、又一面同一面積の土地に於ても、進歩せる科學の應用に依り、又は交通運輸の改善、販路の擴張等幾多の農政的、又は經濟的の方策や、租税の減免、公課諸掛の遞減等政治的救濟策によつて、より以上の純益を擧げる様に改善することが出來得ると信ずる。

要するに規模の過小より來る農業經營の行詰りは農民の知識技能の啓發と獨創工夫の能力を啓培することによつて、打開することは敢て困難事でないと思ふ。故に農村教育者は兒童教育上に於て、天恵乏しき郷土と雖も親土尊農の精神

に基きて農業に従事する時は、必ずや郷土をして樂園たらしめ得るものなるの念慮を抱かしめ、進んで青年教育に於ては更にこれが信念と其の實行力とを培養しなくてはならない。

### 第三節 農村の金融狀況と教育

今日の農業は世界經濟の波濤の上にあるのであるから、これが組織並に經營は廣く經濟界の大勢に順應して賢明に行はなくてはならない。抑々農業經營を有利に行はんには、これに要する資金の運用を巧みにすべきである。資金の融通は即ち農業信用の振否に依つて左右せられるものである。農業信用は農業特有の性質に基いて、二の特質を表はして居る。其の一は、農業經營は商工業經營に比して極めて安全の地位を占め、其の生産物が主要食糧品を主とする關係上年々一定せる方針の下に設計を立て、經營し得るも、其の利益は極めて尠く到底商工業に比すべくもないのである。其の二は、農業生産の過程には商工業のそれに比し多くの時間を要する。例へば米麥作の如き草本作物に於てさへ數ヶ月を要し、果樹

林業、養畜等に至つては數年乃至十數年を経て漸く相當の収益を收め得るのである。随つて商工業が大規模の商店、工場等に於て大仕掛に經營され、且つ其の生産過程の敏速短期なるに比すれば、實に其の相距ること大なるものがある。

以上の理由に依つて、農業信用には當然次の要求が伴ふ。

1. 利子の低廉なること
2. 貸借期間の長さこと

この二の要求は、何れも現今の普通の信用に於ては望み得ない所である。何となれば此の二の要求は、一般經濟原則に照して考察せば全く相矛盾する性質のものである。即ち貸借信用は其の期間が長ければ長き程債權者としては危懼の念大なるを以て、貸借期間内に於ける現金評價上の差額が大となり、且つその間に資金を反復貸借して利用するの機會を失ふが故に自然高き利子を要すべきである。故を以て長期間の貸借にして、然も同時に低利を要することは互に矛盾するものであつて、到底一般的には通用せざる要求である。従つて普通の信用に依る時は驚くべき高利を支拂はなくてはならない。現に明治四十五年大藏省理財局の統

計に依るに利率に依つて區別せば負擔者の八割又は負債額の六割五分は年一割以上の利率となつて居る。而も又農家の資金借入者別人員及び金額割合に就きて、大藏省の調査せるものを見るに、

借入先種別	借入先人員割合	借入先別金額割合
日本銀行	一・一四	一〇・二七
農工銀行		
北海道拓殖銀行		
其他一般銀行	六・三六	一七・六二
保險會社	〇・〇五	〇・〇九
產業組合、報徳社	四・六〇	二・九二
貸金會社	一六・六九	二〇・二六
個人貸金業者	一三・四六	一・二六
質屋	三・六五	一・六五
其他一般商業者	一三・四八	八・四三
親子講	三七・五四	三五・九一
私人	三・〇三	一・五九
其他		
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

前表は昭和四年十月農林省農務局發行本邦農業要覽の大約ではあるが、農家の

金融の如何に不健全であるかを知ることが出来る。即ち産業組合、勸業銀行等の關係が極めて薄く、貸金業者、私人等より農業者としては不合理なる農業金融を爲せることの多きは、農村問題中金融問題が、焦眉の急なることを證明せるものである。

今や農民の負擔は積んで五十億に達するものと認められて居るのであるが、其の利子のみにても、實に農民の背負ひ切れざる負擔である。然るに尙其の上に、租稅、郵便貯金、銀行預金、保險掛金、株式投資、各種寄附金、教育費等巨額の金額が農村より都會へと集中するのである。故に農村の金融涸渇するのは當然の現象とも言ふべきである。今後は出來得る限りの力を信用組合、農業倉庫等の振興に致し、これを以つて農村金融の心臟となし、其の機能に依つて農業經營の機能を増進しなければならぬのである。而して信用組合、農業倉庫等の振興は、農民の公民的教養の徹底に俟つてその自覺を促すことに依り、始めて目的を達成し得るのである。

#### 第四節 農產物價の現状と教育

米作豊年の報一度傳はるや、忽ちにして米價は底知れず暴落し政府はこれが鈞上策に腐心し、一方農民代表は上京して盛にこれが對策を建議するを常とする。これ誠に豊作の凶年たる皮肉にして矛盾せる現象である。また生糸は内外に於ける經濟界の影響等に因り、時に農蠶業者を塗炭の苦に陥れることがある。その他各種の農業生産品の價格低落は、直ちに農家經濟上に甚大の影響を及ぼすのである。然し乍らこれ等は現今經濟界の趨勢であり、随つて農業經濟の被るべき當然の性質ではあるが、農民は決してこれが爲に自暴自棄に陥ることがあつてはならない。必ずや思をこの處に致して平素十分なる施設を講じて、時にこの農業恐慌が襲來するとも敢て動ぜず、これに耐え得るの用意と力を培養しなくてはならない。「窮すれば通ず」との諺の如く、農業恐慌に依つて受くる試鍊をして、聽て堅固なる農業經濟的施設の前提たらしむべきである。

さて、次に米價の亂高下を生ずる原因を探究せん。

1. 米の需要は略々一定せるものであつて、弾力性乏しきに拘らず、其の供給は年の豊凶により大害を生ずるものである。故に若し豊作に遭遇せんか供給過剩

を來し忽にして其の價格は暴落を來すのである。

2. 米は長き貯藏に耐えざるを以て、時間的に需給の調節が困難である。然し、粃米の貯藏はこの缺陷を或程度まで緩和することが出来る。

3. 元來米は長き貯藏に耐え得ないものであり、而して粃米は幾分この缺陷を緩和する事が出来るとしても、尙農民は其の經濟力極めて薄弱なる實情よりして、貯藏に依る供給の自己調節は甚だ困難事とする處である。即ち公課の負擔、負債の元利辨濟、日常生活費の支出等の爲めには常に金融の逼迫を訴へ、爲に損失とは知りつゝも、これを賣却せざるべからざるの實情にある。

4. 我が國産米は國民の嗜好に適し、外米はこれに適せざる爲め、凶作時に於て外米を代用することが困難である。故に一度凶作に遭へば、米價は供給不足の爲め忽ち暴騰するのである。

5. 我が國民は代用食、混食等に依り米糧節約をなすの訓練に乏しく、爲めに凶年に於て米糧不足の緩和が更に困難の度を加へ、勢ひ米價の暴騰を來すのである。

6. 交通機關の發達未だ十分ならず、米穀取引所又不完全なることが聽て米の分

配上に圓滑を缺かしめ、米價をして局所的に暴騰落せしめる。

7. 思惑は盛に行はれ従つて人爲的の騰落が行はれ易い。

8. 貨幣價格の變動が米價に影響を及ぼすことがある。

以上の如く米價騰落の原因は極めて複雑であつて、これが調節は眞に容易ではない。嘗て徳川時代に於ても、米價調節問題に苦しめられたる餘り、極端なる方策を以つてこれに望んだことが、經濟史實として残されて居る。

米價の暴落は勿論農民に取つて由々敷問題であるが、ざりとて凶年に於ける供給不足より起る米價暴騰の如きも、決して喜ばしき現象ではない。何となればかくの如き場合に於ける米價の騰貴は國民全體の上より見るも喜ばしからざる現象であるが、尙かかる一時的騰貴に依つてさへも直ちに一般物價の騰貴を來し、従つて其れが直ちに農民の日常生活に及ぼすのである。更に甚だしきはその後米價舊態に復するも一度騰貴せる一般物價は尙依然として高價を保ち、随つて農民は廉價なる米を販賣して高價なる生活品を購入せざるべからざる結果となるのである。

抑々米價は時の生産費が基礎となり且つ需要供給その他種々の事情がこれに加はつて決定されるものであるから、其の安定を圖ることは決して容易の業ではない。故に速に米價安定に對する鐵案を得て、一日も早くこれを実施し、以つて農民經濟をして安固ならしめなければならぬ。又米、繭以外の農業生産品と雖も農家をして有利に販賣せしむる方法を講ずることが肝要である。而してこれが爲には先づ農民の公民的教養を進めて其の職業に立脚したる農民の希望要求を國家的社會的施設の上に實現せしめなくてはならない。

## 第五節 農民の商的才幹と教育

### 第一項 商的才幹の重大性

農業は工業と同様に利得の爲めに、其の生産品を市場に販賣しなければならぬ。故に農業を有利に營まんには、其の經營に必要な諸要素、組織及び耕種、養畜、副業の方法等に關する研究を爲す丈けでは尙未だ不十分である。必ずや、其の上に生産品を商品として販賣するに就きて調査研究を爲さしめなければならぬ。

殊に近代の農業に於ては其の生産品を有利に販賣するには、主として市場に於ける大量販賣に依らなくてはならない。故に販賣取引に關しては、勝れたる商的才幹を必要とする。然るに従來農民はこの才幹に乏しく常に不利益なる立場に置かれて居る、これが爲め、折角改良進歩の結果優品を多量に生産するとも種苗、肥料、農具等に高價を支拂ひながら、其の反面に於ては生産品の販賣廉價に失すること前項説述せし處の如くである。かくては農業經營の不利を招くは寧ろ當然のことと言ふべきである。これ等取引上の不利は主として農民に商的才幹の缺如したるに依るものである。

## 第二項 生産物販賣の狀況

農林省の調査に據れば本邦に於ける農産物の現物取引を爲す市場としては、米穀取引をなす精米市場、野菜果實の取引をなす青物市場、繭の取引を爲す繭市場、家畜の取引をなす家畜市場がある。而して、精米市場は東京米穀取引所、精米部、神戸米肥市場、大阪堂島取引所、精米部、酒山米穀取引所の四ヶ所、昭和四年九月現在、青物市場は四百九十四ヶ所、繭市場は三百十一ヶ所、大正十一年調査、家畜市場は一千八

百九十ヶ所、昭和二年調査である。

而して農會の農産物販賣斡旋所は農家經濟の改良を圖らんが爲め、大正七年關西府縣農會聯合に依り、大阪、神戸に農會聯合販賣斡旋所設立せられ、翌年關東、東北、北海道の道府縣農會聯合に依る販賣斡旋所を東京、横濱に、亦九州七縣農會聯合に依り、門司に之を設け、越へて大正十四年には關東、東北の各府縣農會聯合に依り、札幌にこれを設立し、結局東京、沖繩を除く、一道二府四十二縣に六ヶ所の販賣斡旋所ありたるも、昭和四年七月一日より、これ等は帝國農會に統制せられた。今其の事業の主なるものを示せば左の如くである。

1、農産物、副業品の販賣斡旋

2、取引商人の信用調査、賣上代金の取立

3、市況調査及通信

4、荷造、輸送方法の改善、その他適切なる施設

右の事業成績は、昭和三年度に於て

1、販賣件數 九萬五千二百五十一件

2、同上價格 一千二百八十四萬八千圓

3、購買件數 八百三十二件

- 4、同上價格 三十三萬九千圓
- 5、信用調査 六百九十八件
- 6、市況通報(一回分)五千四百九十四部
- 7、一般紹介 四千八百八十三件

斯くの如き施設は、我が國農業經營を改善し、商的經營を加味することに於て一步を進めたるものと言ふべく、誠に喜ばしき現象である。然るに、全農産物生産品の取引より見れば、尙微々たるものであると言はなくてはならない。而して、現時農産物取引の一般狀況は石坂博士に據れば次の如くである。

- 1、消費者に對する直接販賣
- イ、消費者の自宅に就きてする販賣
- ロ、公私設の市場に於てする販賣
- ハ、小包郵便による販賣
- ニ、地方製造者に對する販賣
- 2、地方小賣店に對する販賣
- 3、大都市の大商人に對する發送販賣
- 4、地方買収に對する販賣
- 5、販賣組合の手を通してする販賣

以上の中で1及び5による販賣は、仲買商人に利益を壟斷せられるの不利を免がるゝことを得る賢明なる方法である。殊に生産者が共同團結して販賣組合を組織し、生産品の品質向上とこれが統一に力め、荷造貯藏法等を改善し、然も販路を擴張し商機を逸せざる取引を爲すことを得るに至つては、蓋し農産物販賣方法としては實に理想的方法であらう。然るに現今に於ては、傳統に没入して、かくの如き新機軸を採用すること極めて少く、概ね生産品の價格は市井商人側に於て決定せられ、殊に生産者たる農家と消費者との間には、數段の中間商人が介在せる有様である。

要するに、現時の農家の取引は極めて幼稚なものであつて、今日の如き進歩せる經濟組織の中に於ては、當然劣敗者の地位に立たざるべからざるの狀態である。産業合理化の叫ばれる今日、かくの如く農業者のみが獨り購入にはなるべく高價に販賣にはなるべく安價ならざるべからざる立場に置かれて居ること、は、不合理も亦甚しきものと言はなければならぬ。かかる状態のまゝに推移する時は農民の困憊は益々その度を加へるべきであらう。これ等の缺陷を補はんが爲めに



は、農民の共同による購買組合、販賣組合の組織、農業倉庫の設立、進んでは農産物市場に關する法令制定その他種々の懸案が解決されなければならない。而して其の根本策は農民に對して經濟的、商的才幹を與へ、農民自らの自覺に依つてこれが解決を爲さしめなくてはならない。

### 第三項 經營資本購入狀況

次に農業經營資本中に於て重要な地位を占むるは肥料問題である。抑々肥料の農業に於けるは、恰も米鹽の人生に於けるが如きである。故に農業經營上からは肥料價格を可及的低廉ならしめ、且つこれを安定せしむることが肝要である。然るに肥料取引には米の取引に於けるが如く一定の市場なく、爲めに其の取引は兎角圓滑を缺くの傾がある。又一般に思惑取引が行はれ、其の間に於て價格の騰貴を見ることもある。更に肥料は其の種類如何を問はず、價格變動の振幅が甚だしい。即ち彼の生絲價格の騰落は桑樹肥培の分量を左右するを以て、隨つて肥料價格に著しき影響を及ぼすものである。又米麥價格の高低も同様の理由に依つて直ちに肥料價格に影響するのである。上述の米價及び絲價は何れも價格變

動の振幅が甚大であるから肥料價格の變動も亦自ら其の振幅が大である。以上の外、肥料は一般物資と同様に種々の事情によりて變動するものであるから、これを巧妙に購入することは、一般農家の企て及ばざる處である。こゝに於てか、購買組合の必要を痛感するのである。

今、農林省農務局本邦農業要覽昭和四年十月によれば、農業の經營方法漸次集約となるに伴ひ、販賣肥料、需要の程度益々多きを加へつゝあるの現状である。而して昭和三年度に於ける肥料製造額は約一億九千七百八十萬圓、肥料及び肥料原料輸入額は一億五千九百九十八萬圓、肥料輸出額は四百五十萬圓、肥料移出額は一千五百萬圓であつて、内地肥料消費見込額は實に二億八千四百八萬圓に達して居る。

### 自給肥料供給の狀況

農家の自給肥料消費の狀況を調査することは頗る困難なるも、今道府縣の調査に基きこれを計算せるものを觀るに昭和二年度に於ける生産額は左の如くである。

種類	數量	價格
堆肥	五九五、八〇七 <small>千貫</small>	一三、九五〇 <small>千圓</small>
綠肥	一四六、二八九	三、二一七
人糞尿	四二四、一二九	八、三二七
其他	二三五、三二三	七、九七二
計	一、四〇一、五四八	三三、四七四

肥料の消費

農林省農務局は前掲の調査を基礎として、本邦内地に於ける肥料總消費額を推定計算し、次の如く發表して居る。

昭和三年度販賣肥料	三一、〇一〇 <small>千圓</small>
同上 免許を受けて製造せるもの	一九、七八三
同上 免許を要せずして製造せるもの	二、六〇〇
同上 輸移入超過額	一五、六一九
同上 製造原料額	六、九九二
同上 自給肥料	三三、四七四
總計	六四、四八四

右統計を觀れば如何に肥料が本邦農業上重要な地位にあるかを知るに難く

ない。而して又現下の重要問題たる農業合理化を想ふに當つて切に自給肥料増産の必要を痛感するものである。

以上の外販賣肥料の價格統一、肥料國營問題、肥料分配問題等は農業經營と直接關係ある主要事項である。仍つて斯かる問題の解決にも十分なる考慮を拂はなくてはならない。

さてこれ等の諸問題を解決せんには、農民に對して科學的、經濟的並に政治的教養を與ふると共に、勤勞を愛好するの習性を養ひ力農としての素質を具へしめて金肥はこれを賢明に購入し、自給肥料はこれを可及的増産するが如き自覺を與へなくてはならない。

第六節 農業の經營と教育

第一項 小作經營

小作農家の多い農村は、概して衰頹の傾向が著しい。何となれば、小作農家は擔稅力薄弱にして自作農家に比して土地愛護の念に乏しく、掠奪農法を行ふの弊が

あるから、自然生産量の減退を來すものであるからである。その上、近時、小作農多き農村に於ては、往々にして小作爭議を勃發し、爲めに村政の圓滿なる發達を阻害するの恐れがある。農林省調査に依れば、昭和三年に於て爭議件數千八百四十四件、地主小作人のこれに参加するもの九千三百人、これが關係耕地面積、田約四萬三千五百町歩、畑約三千六百町歩、合計四萬七千一百町歩に達して居る。これ等爭議の趨勢を見るに、從來地主小作人の關係は多くは地方の慣習に従つて平穩裡に推移して協調的に解決せられ、特別な場合に於てのみ偶發的に爭議を惹起したのに過ぎなかつたが、大戰後に於ては急激に地主、小作人間の關係惡化すると共に、其の爭議も小作條件に關して計畫的に發生するに至り、其の件數頗る増加せるのみならず、其の質に於て漸次深刻の度を加へ、小作料その他小作條件の一時的取極めに止まらず、永久的限定を目的とするものが生じ、其の手段に於ても、或は種々の團體的行動に出で、或は法廷に於て論争するの數著しく増加し、遂には農村社會の秩序を亂し、村治を害するものさへあるに至つた。而して農村問題の中心は、小作爭議たるかの觀を呈するに至つた。

而して爭議の原因として數へられるものを擧ぐれば次の如くである。

- 1、地主、小作人間に經濟的利害關係の相反せる場合。
- 2、小作制度に不備缺陷あること。
- 3、農業の收益薄少なること。
- 4、物價騰貴及び生活上に作つて家計の困難を加ふること。
- 5、思想の惡化及び諸種の社會運動の影響ある場合。

以上は根本原因と見るべきものであるが、尙其の誘因と見るべきものは次の如くである。

- 1、病虫害、旱害其他災害に因る農作物の不作。
- 2、小作料の怠納。
- 3、小作地の引上。
- 4、他の爭議の模倣。

而して小作爭議に於ける小作人の要求事項は、多種多様にして單調ではないが、小作契約の繼續、小作權又は永小作權の確認、若くは賠償、其他小作條件の維持改善、社會的地位の獲得等に關するものがあるが、經濟上の利益分配問題即ち小作料の輕減に關するものが最も多い。而して小作料輕減の要求は、從來は主として不作の

時に於て一時的輕減を要求したのであつたが、昨今は單に不作の時に限らず永久的小作料改定を要求するもの著しく増加し來つて居る。

かくの如き状態を招き、嘗ては圓滿なりし地主小作間は時に相敵視するものさへあるに至つた。而して小作人は團結して小作人組合を組織し、その組合數は昭和三年度現在に於て四千二百九十五組合、その組合員は三十二萬七千八百九十八人を有するに至つた。又地主は團結して地主組合を組織して居るが、其の組合數は同年末現在に於て六百八十六組合、その組合員は五萬五千七百八十五人を有するに至り、一道三府三十五縣に亘り分布して居る。

小作爭議の狀況かくの如くであつて、最も農民の長所とする共存共榮の美風はこれが爲めに紛亂破壊されつゝある。農村教育に携はるの士は宜しく地主小作人の差別なく、その子弟に對して國家生活、社會生活の眞意義を會得せしめ、社會生活の各方面に於て、共存共榮の信念に基き社會的正義を把持して、力行已まざらしめむことに力むるの必要を痛感する。即ち公民教育の徹底は、現下農村教育上の急務とする處である。而して其の實際方法は、小學校の兒童に對して先づ十分力

を注がなくてはならない。又青年教育、成人教育に於ては、特にこれに力を致さなくてはならない。

## 第二項 自作經營

農業經營の理想状態は、全農家が自作農であることである。然るに事實上かくの如きことは到底望み得ない處である。本邦に於ける自作農及び小作農の状況は次の如くである。

耕地總面積に對する自作地と小作地との面積の割合(昭和二年農林省調査)

	自作	小作
田	四九、〇	五一、〇
畑	五九、八	四〇、二
田畑の計	五四、二	四五、八

かくて前述の小作料その他小作條件問題を考へ合はず時は、當然自作農創定を促進するの急務なるを痛感するものである。昭和四年本邦農業要覽に依るに大正十四年までに貸付たる自作農創設維持資金の總額は約一千七百餘萬圓であつ

て、これが施設者は府縣、町村、産業組合その他團體及び地主等で、内主要なる地位を占めたるものは府縣の施設で、一府十九縣に及び累計一千餘萬圓、町村及び産業組合の施設は二百餘件、其の資金六百萬圓にして、これが貸付資金は年賦償還の方法によるもので、簡易生命保険積立に在つては年利率三分乃至五分、償還期間は十五箇年乃至二十箇年のもの最も多く、勸業銀行、農工銀行又は産業組合の資金にあつては年利率七分乃至一割、期間は五箇年乃至十箇年を普通とし、府縣の施設に在りては多くは町村又は産業組合を経由し、その他にありては直接個人に對し貸付て居る。而して一人當り購入維持段別は一町歩以下にして、二段歩を普通とし、これが貸付金額は約五百圓乃至六百圓である。

又一方政府は、補助施設を以つてこれを促進して居る。即ち政府は昭和元年度より二十五箇年を一割として、簡易生命保険積立金の低利資金を長期償還の方法に依り、北海道及び各府縣に融通するの計畫を立て、自作農地の購入又は維持の償還金をして現小作料を超えしめざる程度とし、これが爲め施設者の本事業に要する經費に對し國庫より年々補助金を交附することとせられた。而して二十五

箇年に融通する資金は、四億六千八百五十萬圓、補助金額約一億百九十萬圓の豫定であつて、これによつて創設維持されるべき土地の面積は、約十一萬町歩と豫想せられ、我が國の小作地全面積の約二十三分の一に相當する。斯種施設に依り、昭和元年度の融通資金に依つて創設維持せられたる面積は、約三千四百五十四町歩、其の人員一萬五百餘人にして、昭和二年度は四千三百町歩、其の人員一萬一千九百人に達して居る。

自作農創定制度を敷きて好成績を挙げたのは丁抹である。我が國に於ても今後これ等の施設を一層充實完成して、自作農の維持並に創設の効を收めなくてはならない。而して其の前提としては、優良なる農民を養成する様農村教育の向上を圖ることが肝要である。所謂善良有爲なる産業公民の養成はこの施設の徹底上第一要件である。決して本施設の徹底は創定資金の増額を以て第一要件とするものであると考へてはならない。

この自作農にしても、小作農にしても、其の經營は合理的でなくてはならない。即ち其の經營組織は多角形式的であつて、米麥を主體とする場合に在りては、これ

に養蠶、育畜、養雞、養魚、園藝、農産製造、林産製造、農業手工等を適宜に鹽梅して、所謂多角形式經營をなし、土地の利用度數を増加し、資本、勞力の合理的利用を圖らなくてはならぬ。

### 第三項 勞働分配

總て農業經營が人を中心として人に依つて行はるゝ限り、何れの時、何れの場所に於ても人的要素たる經營者と勞働者とは、其の原動力である。故に其の各々に就きて精密なる研究調査を遂げざるべからざることはいふまでもない。さて、小規模なる我が國農業の經營を實質的に見れば、農業者は一面勞働者であるが故に、此處には經營者及び勞働者を一團としての勞働及び其の分配狀況に就きて述ぶることとする。

近時我が國の人口は著しく増殖し、爲めに食糧品の需要は頓に増加し、隨つて農業經營は愈々集約の度を高め、益々勞働の需要を増大するの趨勢にある。かくて農業勞働に對する需要は益々加はらんとするの趨勢にある。然るにも拘はらず却つて農業勞働は缺乏して、勞銀は騰貴し爲めにこの時勢の要求に添ふことを得ざる態にある。

るの實狀にある。故を以つて農業の電化、機械化を圖り、又勞働節約の工夫をなすことは實に喫緊の要務である。然るに一般農家の農業經營に關する知識技能の程度及び産業組合の現状の如きは、前述の要求を満たすことに於て甚だ遺憾の狀態にある。

更に農業勞働の分配狀況を觀るに、季節に依つて甚しく繁閑の差あるを特徴とする。例へば、養蠶期、稻の仕付、麥の收穫、夏作物の播付及び其の收穫、稻の收穫、麥の仕付期等最も繁激なる時であり、その他は概して閑散である。故にこの農閑期に適切なる副業を加味し、農繁期には機械の利用その他によつて勞働を節約し、其の剩餘勞力を副業その他に轉用する如きは、實に適切なる勞働の合理化と云ふべきである。從來農家は、この重要な農業勞働經濟を看過して居た。農村の青年教育上の教授期節の選定、教授時數、晝間、夜間教授の選擇の如きは、この勞働分配と關聯して周到に考慮決定さるべきである。亦青年教育に於て農用機械の運轉實習をなすが如きは極めて機宜に適したるものなりと言はなくてはならない。

我が國の農民の短所とする處は、傳統的の勞働に固執して時代の變遷に順應す

る能はず。爲めに科學を應用せる技術的労働を取入れること甚だ尠き状態にある。かくて農業労働は質的に見て極めて遺憾の状態である。かくの如き結果を來したるは明治以來の教育に於て形式的陶冶に偏し、實質的陶冶を輕んじ、爲めに職業教育の如きは甚だしく輕視するの風があり、これが爲めに卒業後實業に就くことを好まない傾向さへ認められるに至つた爲である。かゝる状態にありしを以つて勤勞を第一とせる人格の完成の如きは實に思も寄らざることであつたのである。更に青年に對して確固たる人生觀を把持せしめる事能はざる爲めに、彼等をして農村に在りては向上發展の見込なく、現代人として生甲斐なきもの、如く誤信せしめ、華やかなる都會生活に憧れ所謂農村脱走を企てるの風潮を醸成するに至つた。この弊風が農村の労働力を減退する有力なる原因となつたものであることは言ふまでもない。かくて、農村労働は質的にも量的にも著しく遺憾の状態にあるに至つたのである。

農業労働者は昭和四年本邦農業要覽に依れば、(大正八年)純労働者數三十七萬人、兼農業労働者二百七十四萬人である。これを雇傭契約の種類に依つて分類す

れば次の如くである。

種別	人員	全労働者に對する比率
日傭	一八一萬人	〇・五八
季節傭	九二	〇・三〇
定傭	三八	〇・一二

而して、以上の労働者を以つてしては、到底農業労働の需要に應じ切れない處である。

農業労働減退の傾向あるは如何なる原因に依つて然るものなるかを探究すれば大略次の如くである。

- 1、商工業の勃興
- 2、農業労働に對する嫌忌
- 3、思想上主従關係の嫌忌
- 4、都市生活への憧憬
- 5、少年労働者に對する義務教育獎勵
- 6、純農業労働者の獨立農業者への轉換
- 7、副業、又は兼業の獎勵に伴ひ賃金労働の減少
- 8、其他

右に掲げたる原因の中にて2、3、4等の點は特に教育者の猛省すべき問題であ

ると信ずる。以上を通観するに、農業経営は農業教育の普及徹底に依つて改善せらるべきである。従来動ともすれば農業教育の改善は、主として技術上の教授に關する問題なりと考へられて居た。然れども今やその根本問題として、公民教育、科學的教養、身體的鍛鍊の方面に更に一段の努力を必要とすることを教へられたのである。

### 第七節 農村運輸交通問題

運輸交通の便否は、農業經營に對して至大の影響を及ぼすものである。何となれば肥料、農具、農産物の如き其の容積重量大なる貨物の運賃の多少は直ちに農業純收益の上に大なる關係あるものであるからである。而して、農産物の販賣を有利に行はんには、運賃をなるべく低廉に而も市場に向つて、短時日に大量の運搬を爲す様な設備が望ましい。交通運搬の設備不完全なれば随つて運賃を多額に要することとなる。運賃が増加すればする程價值が減少し、終には原價と運賃とが等しくなるに至るものである。肥料、飼料、農具、その他の容積、重量共に大なる貨物の

運賃が宜しきを得ると否とは直ちに農業組織の上に甚しく影響するものである。

#### 交通機關が農産物に及ぼす影響

(原價と運賃とが一致する場合)

品名	縣道		國道		鐵道	
	原價	運賃	原價	運賃	原價	運賃
厩肥	三七、五%	二五、〇%	六、三%	二、七%	四、〇%	一六、〇%
青草	三〇、〇	二、〇	五、〇	三、三	五、〇	四〇、〇
稿稈	一五、〇	一〇、〇	二、五	六、七	一〇、〇	四〇、〇
馬鈴薯	一〇、〇	六、二八	一、七	一〇、七	一五、〇	六〇、〇
穀物	二、〇	一、三	〇、三	五〇、〇	七五、〇	三〇〇、〇
生家畜	〇、二	〇、二五	〇、二五	四〇、〇	四〇〇、〇	四〇〇、〇
澱粉	〇、五	〇、三	〇、一	二〇、〇	三〇〇、〇	一一〇〇、〇
亞麻	〇、三	〇、二	〇、一	三〇、〇	四五〇、〇	一八〇〇、〇
羊毛	〇、〇七	〇、〇五	〇、〇〇一	一四、〇	二二〇〇、〇	八四〇〇、〇
牛肉エキス	〇、〇三	〇、〇二	〇、〇〇四	四〇、〇	四〇〇、〇	二四〇〇、〇
薪材	一一二、二	二一、七	五、四	三、〇	三、〇	一八、四

備考 即厩肥は縣道なれば一哩にて原價の三七、五%を生家畜は國道にて原價〇、二%を運賃として要するといふ意味である。

道路が劣悪なる程、農産物販賣上不利を被ること大なるは、右の表で明かである。獨逸の碩學チューネン(一七八三—一八五〇)が説きたる孤立國は運輸交通の



便否によつて農業組織に變化を生ずることを説明してゐる。

農村の交通は、道路の改善、運搬用具の改良、勞力の利用等に依るべきであるが、特に道路の改善は青年の奉仕作業に依つて成し、就げられる場合が少くない。事實に於て、青年の熱誠なる努力に依つて小作農家も、地主も村民一同が犠牲的態度に出で、幅員五尺に過ぎざりし道路を九尺乃至一丈二尺となし、優に自働車を往復せしめ得るに至らしめた事實がある。これ、青年團の自覺を促して、村内道路の改善を圖らしめることの極めて効果あることを物語るものである。

### 第八節 農家消費經濟と教育

時代の變遷とともに衣食住の資料は大なる變化を來し、之が爲めに生活費が著しく増額を來したる上に社交費、各種寄附金、公課等は年々に増加の傾向を示してゐる。今農家の生活費が最近五十年間に非常なる増額を來した理由の大綱目を擧げると次の如くである。

一、食糧費、代用食、麥、玉蜀黍、粟、甘藷混食を忌み米食に傾きたるのみならず副食物としては肉類の使用増加したること。

二、被服費、昔時は手織の綿布を纏ひたるが今日は絹布毛織物類が普通に用ひられ帽子、洋傘、下駄、裝飾品に至るまで流行を追ふの風習が一般的となりつゝあること。

三、住宅費、家屋建築法も漸次雅美となり、燈光費、調度の類にも多くの經費を要することゝなつた。

四、酒類、醬油の類は農家の生産品に加工したもので自由に之を製造することの出来るのは農家の特權たるかの觀があつたが今は醬油にさへ相當の課税があり、酒に至つては個人の自家釀造は事實上不可能のことゝなつた。

五、公費及寄附金、公費としては各種の租税、水利費、農會費等で寄附金には各種の慈善事業、赤十字社各種團體、神社寺院等に對するものがあつて其の細目に至つては枚舉に遑なき状態である。

六、兒童教育、如何に貧困なる家庭と雖も小學校六ヶ年間の教育は國民の義務として子弟に修業せしめなくてはならぬ。中産農家に於ても子弟をして中等以上の教育を受けしむる爲めには巨額の學費を要して收支相償はざる現況である。

七、慣習に基く失費、神祭、年始、中元、冠婚、葬祭、娛樂、軍人入退營等に要する失費が農家經濟に及ぼす影響は非常に大なるものである。

八、雇人料費、今日の雇人は昔時のそれと異つて相當待遇を厚くするを要するのみならず給料の如きも一般社會の給料と相伴ふ傾向があるので自然不相應なる高賃を仕拂はなくては勞働者を得難い状況である。

以上述ぶる様な事情よりして農家の生計費は收入額を超過して年々負債を増加し、又は祖先傳來の土地・山林を賣り拂はなければならぬ破目に陥りつゝある状

態である。自作農家の減少が年々七千戸に及び農家負債の額が五十億圓以上である現狀は最雄辯に之を立證してゐるのである。

農民生活の改善は、先づ初等教育より青年教育にかけて、質實剛健、勤勉力行の風尚を養ひ、生活に浪費を避け、貯蓄を爲さしむる様心掛けしめねばならぬが、最も速急を要し、且つ直接的なるは、農村青年教育を振興して、其の必要を悟らしめ、その方法を研究し、これが實行は自治會、村教育會、主婦會、男女青年團等の申合として、必ず實行せしめることである。即ち規約の制定とこれが敢行は、農村社會教育の主要なる部分であると。言ふべきである。

### 第九節 農村社會政策と教育

#### 第一項 産業組合

社會政策的經濟設備としては、先づ産業組合を擧げなくてはならない。産業組合は、明治三十三年法律第三十四號を以つて産業組合法を發布せられたに始まる。而して組合の實現したのは、法令發布後、静岡縣掛川信用組合を始として、諸縣に少

數の信用組合が創設せられた。これ等は故子爵品川彌次郎、故伯爵平田東助兩氏の熱烈なる唱道に依つて生れたのである。産業組合は現行法の規定する處に依れば次の四種類である。

- 1 信用組合——組合員に對し、産業に必要な資金を貸附し、及び貯金の便を得しむることを以つて目的とする。
- 2 販賣組合——組合員の生産したるものに加工し、又は加工せずしてこれを賣却することを以つて目的とする。
- 3 購賣組合——組合員の産業又は經濟上必要なものを買入れ、これに加工し、又は加工せずしてこれを組合員に賣却し、或は組合自身に於て斯かる物品を生産して、これを組合員に賣却することを以つて目的とする。
- 4 利用組合——組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむることを以つて目的とする。

右の四種組合は、兼營することを許されて居るので、都合十五種の組合を得るのである。

昭和三年度に於ける組合總數は一萬四千四百七十一にして、同四年度に於ては信用、販賣、利用組合最も多く、その數三千五百九十三にして總組合數の二五・六%を占め、之に次ぐは信用組合販賣組合の三千八十六であつて、總組合數の二二%に當り以下信用組合二千五百四十七、信用購買組合二千四百四十五の順序である。

總組合員數は組合數の増加と共に年々累進し、然も其の増加率は常にこれを凌駕して居て、最近組合數に於てはその増加率著しく減少して居るが、組合員數に於ては毎年著しき増加率を示して居る。例へば大正七年から十年までには年々二十萬人、十一年より昭和元年までは毎年三十萬人を増加して居るが、昭和二年度は増加率稍低く、昭和三年度に於ては前年度末に比して二十四萬一千九人を増加し、四百四十萬五千五百五十三名である。而してこれを全國總戸數一千一百七十九萬四千五百三十一に比すれば未だ三割七分に過ぎない。而して又一組合平均員數は明治三十六年に於て僅か七十九人に過ぎざりしも、昭和三年に於ては三百三十五人となつて居る。而して事業別に見れば、利用組合三百六十九人、販賣組合三百三十九人、信用組合三百十四人、購買組合三百六人である。尙市街地組合に在つ

ては九百四十五人の多きに達して居る。

職業別組合員數を見るに、農業者最も多く、商業者これに次ぎ、林業者最も少ない。昭和三年度に於ては、農業者三百二十一萬四千二百二十六人（總組合員數の七三%）で農家總戸數五百五十七萬五千八百八十一人に比する時は五割七分に當つて居る。第二位は商業者の四十七萬九千四百四十二人で、林業者は六千六百四十人（〇・二%）に過ぎない。

出資金も累年増加を示し、大正十年以來の如きは年々三千萬圓に近き増加を示して居る。昭和元年度以降は、増加率稍遞下し、昭和三年度に於ては一千七百二十四萬六千五百五十八圓の増加をなし、總額二億八千四百九萬五千一百七十二圓となつて居る。其の一組合平均出資額は二萬一千五百七十三圓にして、全國一組合員平均出資金は六十四圓四十九錢と算せられて居る。而して事業別組合に就き一組合平均出資金の差を見るに、信用組合の六十八圓七十八錢を最高とし、利用組合の五十三圓三十六錢、販賣組合の四十七圓六十五錢、購買組合の四十七圓十九錢等にして、市街地信用組合の如きは二百六十五圓八十四錢の多きに達して居る。而

してこれが拂込済出資金は昭和六年度に於て一億九千九百五十八萬九千六百六十二圓に達し、一組合平均四十五圓三十錢である。諸積立金も亦累年遞増の傾向を示し、昭和三年度末に於ては九千四百八萬五千七圓、一組合平均二十一圓三十六錢である。借入金は昭和三年度末に於て、一億七千五百四萬九千三百三十四圓にして、一組合員平均三十九圓七十三錢である。運轉資金も亦毎年著しき増加を示し、昭和三年度末に於て一億八千二百萬圓を増加し、總額十四億七千九百九十六萬五千七百七十圓に達して居る。この資金の主たるものは預金であつて、其の六八、三%を占めて居る。これに次ぐ仕拂込済出資金の一三、五%、借入金の一、八%、積立金の六、四%である。而して昭和三年度末に於ける運轉資金の一組合平均高は十二萬二千九百三十五圓であつて、一組合員平均は三百八十餘圓である。

次に産業組合の事業状況を概説するに、信用組合百十五に就きて調査せし結果に依れば、貸付金は昭和三年度に於て十八億六千六百六萬六千二百六十圓、償還額十億二千七十一萬一千五百五十五圓、其の件數二百八十一萬七千六百九十八件、一件平均三百圓に當つて居る。尙一組合平均貸付現在額は七萬三千四百十四圓で

前年度に比し、九千八百三十圓の増加を示して居る。貯金高は毎年著しき増加を示し、大正七年度に於ては一億圓を突破して居る。その後更に増加し、昭和三年度に於ては受入額二十八億八千二百四十七萬四千五百七十九圓、拂戻額は十八億千七百二十五萬二千五百十二圓で、昭和二年度末に比すれば一億二千五百四十一萬七千八百四十七圓の増加となつて居る。而して同年度末に於ける一組合平均現在高は八萬七千三百四十二圓である。

次に販賣組合七千五百十五に就きて調査されたる處を見るに、販賣品の主なるもの及び其の販賣額は次の如くである。

品 目	價 格
生 糸	八六、四六〇、九二五
米	五六、六七九、六八五
繭	三七、三六五、七七九
織 物	二二、九九一、二九九

販賣組合に於ける加工の重なるものは、精米、麥、製糸等である。購買組合九千五百五十五に就きて調査したる處を見るに、昭和三年度末に於て

は、總額一億五千七百五十四萬三千一百六十九圓となつて居る。これを一組合平均に見るに一萬六千四百八十一圓であつて、一組合員平均は五十三圓八十一錢である。而して同年度組合の購買したる總價格は一億四千九百一萬一千三百二十圓にして、一組合平均一萬五千五百八十九圓に當つて居る。購買品中主なるものに就き組合員に賣却したる品目及價格は次の如くである。

品目	價格
肥料	五九、六九八、二七五 <sup>円</sup>
米	一七、八七三、五二四
工業原料品	一三、八一八、一八九
酒類	一〇、三六七、六〇八

本組合に於て加工せるもの、主なるものは精米麥、肥料配合等である。利用組合四千七百六十一の統計を見るに、昭和三年度に於て利用總額五百六十七萬六千九百八十八圓、一組合平均利用高一千一百九十一圓である。利用設備の主なるものに就き利用量を擧ぐれば次の如くである。

品目	價格
乾藪裝置	八六〇、七五七 <sup>円</sup>

精麥機	五八三、八四二
製糸設備	五〇八、七六〇
土地	三九七、八六三

而して産業組合法第一條第七項の規定による組合員外の利用は未だ盛とはならず、漸く電気設備及び浴場設備の若干利用あるのみ。市街地利用組合二百四十三の成績を見るに、昭和三年度に於ける手形割引額七億七千七百七十五萬二千九百七十五圓にして、其の決濟額七億三千五百七十七萬八千九百九十八圓、其の年度末現在額は一千七百七十七萬三千九百七十七圓、其の枚數一萬八千七百七十八枚、一枚平均額九百十五圓である。組合員外の貯金は、三年度末現在二千一百六萬五千九百二十二圓、其の貯金人員十七萬八千九百九十二人である。而して一組合平均高は八萬六千六百九十一圓、貯金高一人平均百二十三圓である。

産業組合法規に基いて産業組合の聯合せるものを産業組合聯合會と云ふ。其の數は昭和四年度末に於て百八十五にして、これを類別にすれば、販賣購買聯合會六十三、信用組合聯合會三十三、購買組合聯合會二十三、販賣組合聯合會十七等なり。これを事業別に見れば、次の如くである。

購買事業を行ふ聯合會	一二四
販賣事業を行ふ聯合會	一二〇
信用事業を行ふ聯合會	六五
利用事業を行ふ聯合會	二五

これが既設組合数を調査聯合會百七十七に就きて調査するに、昭和三年度末に於て、一萬七千三百六十三組合にして、これが資金は、昭和三年度末に比して約四九百萬圓を増加して總額一億九千三百七十七萬七千七百八十七圓となつて居る。聯合會の事業狀況は左の如くである。

種別	昭和三年度
信用組合聯合會(調査聯合會)	六七
販賣組合聯合會(同)	一〇六
購買組合聯合會(同)	一一九
利用組合聯合會(同)	二六
	五九、一九八、二二五 <sub>円</sub>
	七一、四八五、二七四
	二四、四五二、〇一一
	六、五四九

産業組合中央金庫は、大正十二年四月産業組合中央金庫法發布に依り、同年十二月創立せられ、翌十三年三月事業を開始した。その第七年度即ち昭和四年四月一日より昭和五年三月三十一日に至る事業狀況を見るに、年度末現在に於ける政府

以外の出資者数は、産業組合聯合會百四十八、産業組合一萬一千二百三十九、合計一萬一千三百八十七である。資本金額は三百七十萬圓にして、内政府出資一千五百萬圓、政府以外の出資一千五百七十萬圓である。而して、其の拂込濟額は政府の一千五百萬圓以外に一千一百二十四萬九百六十圓、合計二千六百二十四萬九百六十圓である。産業債券は前年度末現在高一千八百三十七萬圓、年内發行高二千四百十五萬圓、内償還濟高千八百三十一萬圓、年度末現在高二千四百二十一萬圓、預金の年度末現在高四千一百一萬二千六百三圓、貸出金は前年度末現在高五千二百八十萬五千六百五十六圓、年度内貸出高九千六百三十六萬二千三百三圓、同償還高九千九百七十七萬七千二百五十六圓、年度末現在高四千九百三十八萬八千六百十三圓である。

産業組合中央會は、明治四十二年四月産業組合法改正の結果その制度を認められ、翌四十三年一月其の設立を見たのである。其の事業は年々發達し、即ち昭和五年三月末日に於ける會員數は一萬二千五百十人であつて、内正會員一萬一千七百一十一人、贊助會員七百九十九人である。事業の主なるものは、産業組合に關する講

習講話、指導會議開催、表彰、調査、資金物資の仲介斡旋、出版、建議等である。昭和三年度に於て政府は本會に助成金四萬六千五百圓を交附して居る。尙現今、各道府縣毎に支會を設置して居る。

以上は我産業組合の現勢であるが、其の概況を見て、如何に産業組合が農村經濟上に貢献しつゝあるかを知ることが出来る。産業組合は、農村振興上極めて重要なもので、恰も人體に於ける心臟の如く、農村及農家の活動の原動力であるとも見るべきである。右は農林省農務局産業組合要覽(昭和五年九月)に依るのである。農村教育に當るものは、本事業をして増々發展進歩せしめ、以つて農村文化建設の基礎たらしめなくてはならない、而してこの振興は天降りの指導方法のみに依つて達成し得らるゝものではない。偏に組合員各自の自覺に俟つて始めて其の目的を達し得らるゝのである。これが爲めには、産業組合學校の設置、農村青年教育、小學教育及び中等學校に於て本組合の必要及びこれが經營法等に就きて適切遺憾なき教育を施し、一面、公民教育の徹底を圖つて、共存共榮の精神を作興しなくてはならない。

## 第二項 農業倉庫

農業倉庫は大正六年七月農業倉庫法發布により、同年九月より設立せられた。抑々農業倉庫は、産業組合、農會等の農業發達を目的とする公益法人並に市町村又はこれに準ずべきものが營利を目的とせずして、農業者の自ら生産したる穀物、繭その他勅令を以つて指定せられたる物品の寄託を受け、又は命令を以つて指定する産業組合聯合會が販賣組合又はその聯合會の賣却する繭の寄託を受け、これを倉庫に保管する業務である。尙この外に寄託者の爲めに寄託物の調製、改装、荷造運送の仲介又は取引販賣の仲介又は取次、證券を擔保とする金融等の事業をなし、中小農家にとつては極めて重要な機關である。本法發布以來著しき發達を示して昭和四年末に於て倉庫業者數は二千六百九十一である。而して昭和四年度の棟數は五千九十七棟、總建坪二十萬六千六百四十九坪、總收容力は穀物一千五百三十萬五千九十三俵、繭二百七十三萬二千七百五十三貫、砂糖五千二百九十二挺となつて居る。聯合農業倉庫は昭和四年末に於て、總棟數二十棟、其の建坪二千三百三十六坪である。而してこれ等農業倉庫の活動狀況を見るに、昭和三年度に於ける入

庫數量、玄米一千三百六十五萬九千九百八十一俵、出庫俵數一千三百二十五萬九千七百七十四俵、麥入庫數量百五十八萬四千七十九俵、出庫數量百五十二萬四千三百九俵である。其他豆類、精米、穀類、繭の順序を以つて之に次ぐ。繭は近年著しく増加し、昭和三年度に於ては入庫數量五百三十九萬一千七百九十九貫、出庫數量五百三十五萬九千四百十八貫に達して居る。

寄託者は、玄米に就きて見るに大正十年頃までは土地に就き權利を有するもの最も多く、農業を營むもの及びその他のものはこれに次ぎて略々同數であつたが、その後農業を營む者の寄託、次第に増加し、終には第一位を占むるに至つた。昭和三年度の成績は左表の如くである。

寄託者	數量	寄託人員
農業を營む者	七、〇七〇、五一二俵	三一七、五七一
土地に權利を有する者	三、六四一、六三九	六九、〇七五
其 他	二、九四七、八三〇	一三、九〇〇
(繭に就きては昭和三年度)		
農業を營む者	三、〇四四、〇四三	一二八、三六六
其 他	二、三四二、八三九	二四、二四〇

受託物の調製數量は、昭和三年度に於て玄米二十九萬一千九百三十八俵であつて、同年度の入庫數量の二一、%に當るに過ぎない。改装、荷造は雜穀以外としては概して増加の傾向を示して居るが、玄米に於ては昭和三年度に於て三百五十八萬五千五百四十俵であつて、入庫數量の二六、二%に當る。

受託物の運送に就き仲介又は取次の狀況は、昭和三年度に於て玄米百三十五萬七千七百三十二俵であつて、入庫數量の九九%に當り、繭は五萬六千三百二十二貫であつて、入庫數量の一%に過ぎない。

受託物の販賣に就き仲介又は取次の狀況は、昭和三年度に於て、玄米五百七十一萬九千三百五十一俵であつて、入庫數量の四一、八%に及び、繭は二百三十九萬四千八百四十三貫であつて、入庫數量の四四%に當る。

次に農業倉庫證券發行に就きて見るに、年々多少の出入があるが、昭和三年度に於ては其の件數五萬一千三百七十八件、件面數量二百十五萬四千七百七十八俵玄米である。貸付に就いては、受託物を擔保とするものは雜穀その他穀物繭以外を除くの外、一般に件數、金額、擔保數量共に累年、増加の傾向を示して居る。昭和三年



度に於ては左の如くである。

擔保種別	件数	貸付金額	擔保數量
玄米	六六、〇〇六	一三、三四六、四二三 <sup>円</sup>	一、六四八、八四七 <sup>俵</sup>
繭	三、九六九	一四、八〇八、四五五	九九九、六四九 <sup>貫</sup>

右の中、農業を営む者及び土地に就き権利を有する者に對する貸付金高、一千三百二十七萬九百二十五圓にして、件数は五萬六千六百八十二件である。

最後に金融幹旋の状況を見るに、受託物に對する金融幹旋品目に依り増減あるも概して玄米、繭に於いては増加の傾向を示して居る。昭和三年度の成績左の如くである。

種目	件数	幹旋金額	數量
玄米	二、八七三	一、〇六八、五二三 <sup>円</sup>	一三八、〇九六 <sup>俵</sup>
繭	二二四	八九六、六四〇	三七、二〇五

以上は農業倉庫活動の状況であるが、これを以つて見ても、その機能及び活動が如何に農家經濟に重大なる影響を及ぼして居るかを推知するに難くない。既に述べたる如く、農村物價の騰落は農家經濟に對する大なる脅威であるが、これに對

して農業倉庫は如何なる力を以つて防衛し、又積極的には農家の商的經營を増進し、その福利を圖つて已まないものである。故に今後は益々これが振興を圖らなくてはならない。而してこれが爲めには、公民教育、農業經濟教育に於て公民的教養を與ふると共に、本制度の趣旨及びこれが經營上の知識を與へ、以つてその堅實なる進展に貢献しなくてはならない。

### 第三項 農業保險

農業は土地を基礎として經營する極めて安全な營業であるけれども、その業務の性質が主として生物を育成するものであるから風雨、洪水、旱魃、海嘯、病虫害等の爲めに往々にして不測の大損害を受けることがある故にかゝる損害を受けたる場合の救済制度として農業保險の必要がある。

農業保險はまた一種の貯蓄機關たる作用があつて生命保險、簡易保險の如くにこれに依つて被保險人は資産及び所得の増加を圖ることが出来る。又一には火災保險の如くに直接に災禍の爲めに資本の絶滅したる場合、これが代償としてその失つた資本の維持及びその資本より生ずる所得の維持に當つるものである。

その故にこの事業は先づ被保険人から保険料を集めて營利資本を醸成し、これを以て平素は他に貸付け利殖を圖り、一度保険事故の起つた場合に被保険人に契約した保険金を拂渡すのである。元來、風水害、旱害、雹害、動植物の病患害等に對する保険は農業者に特別なものであるから一般保険事業と離れて特設する必要がある。農業は自然的迫害を被ること他の業務よりも多い上に、一度受けたる損害は容易に恢復し難い特質を持つてゐる、故に災禍の發生より生ずる損失を協同的に分配する必要がある。これ農業保険の必要な所以である。此の保険は英、獨佛に早くより發達したが、始めは相互救済的組合なりしものが、西曆一七八〇年蘇格蘭に雹害保険會社設立され、次いで一七九一年相互雹害保険會社が獨逸に設立された。斯くて漸次その數を増加普及したのであるが、事業の性質上失敗する者多かりし爲め國立保険の聲が高まつた。一八四九年伊太利のモデナバルナ州に於て雹害保険を國家が經營したのが濫觴となり、一八九六年獨逸のバイエルン州家畜保險法の發布があり、斯くて年を経ると共に著しき發達を示したとのことであるが本邦に於ては農民が貯畜思想と經濟觀念とに同じき爲め、この事業が興らな

かつた。本邦農業は稻作本位なる故、風水旱魃害による大小凶年が時々襲來するから農業保険制度創設の一層切實なるを感ずるのである。マイエット氏が日本農民の疲弊が農業保険を缺ぐにありと言つたのは誠に故あることで、本邦農民に反省の動機を與へたものである。上に述べたる處により明かなる如く本邦農業に於ては農業保険を以つて急務とするのであるから、公民教育實業教育等に於て農業保険思想の涵養を圖ることは現今教育者の一責任と言ふべきである。

## 第七章 農民の思想生活

### 第一節 農民の傳統的思想と教育

農民思想には郷土の傳統思想と近年新しく興り來れる思想との二方面がある。前者は郷土の草創以來傳はり來つた思想であり、後者は明治以來、經濟生活、政治生活その他各方面の生活の間より醗酵せる思想と、主として歐洲大戰後に於ける外來思想とである。農民の思想生活はこの二方面より研究する必要がある。

我が傳統的國民性に就きて考察するに、其の最大缺陷とする處は、個人生活、家庭生活、社會生活、國家生活が概して永遠を考慮することなきその日暮の刹那主義に過ぎざることである。故に一朝生活上に破綻を生じ、又は國家的社會的の難關に遭遇する時は、俄にこれに對して非常時の道德が高調せらるゝも平常に於て將來に備ふるが如き考慮と努力を致さないものである。この缺陷は農民生活の上にも極めて顯著に表はれて居る。即ち農村生活に當つて將來を慮り、一定の計畫を立てるものは實に寥々たる状態である。

國民生活の實狀より考察する時は、上下關係の道德は善く發達し居れるも、國民相互の關係即ち横の道德は甚だ遺憾の状態にある。これを農民の日常生活に見るも、立憲自治制度の運用を見るも、又各種組合團體の一員としての行動に見るも、更にその他社會生活の各方面に表はれたる處を見るも、概して、共存共榮の精神と、社會正義の觀念に立脚して、奮闘已まざる活動を爲すの意氣と實行力とに乏しい。農民は歴史的に依らしむべし、知らしむべからずとの方針の下に、抑壓せられたる生活を營み來つたのであるから、自ら自律的精神に於て缺くる處多く、又地方に依

りては事大思想の特に著しいものさへあるのである。かゝる思想傾向は、責任觀念を微弱ならしめ、延いて立憲自治の健全なる發達を阻害するに至つた。これ等の諸缺陷は、今後の教育上に有力なる暗示を與ふるものである。

## 第二節 農民の經濟的思想と教育

既に經濟生活の上に於て述べたる如く、我が國農家の栽培反別は一戸平均僅に一町歩に過ぎずして、自作農家と雖も其の収益を以つてしては一家の生計をさへ保證し得ないのである。加之、明治以來、經濟組織の變遷と世界經濟界の影響とは農業經營の上にも自由競争を見るに至り、醇朴なる農民の間にも、利己的思想の擡頭を來し、動もすれば共存共榮の美風を失ひ、物質萬能主義に墮し、爲めに平安雅健なりし郷土の樂園は、一朝にして小作爭議や醜き黨争の巷と化するものさへあるに至つた。其の上都會生活を憧憬して、農民本來の生活を忘れ、奢侈に耽りて分度超えるの弊を醸成するに至つた。加之、歐洲大戰以來、外來思想澎湃として襲ひ來り、これが農民生活不安の間隙より浸潤して醇朴敦厚なる農民思想を惡化せしめ

つゝある。これ教育上實業教育、勤勞教育の必要なる所以である。

### 第三節 農民の道徳的思想と教育

農民の産業道徳思想は、時勢の推移と共に漸く弛緩せんとするの傾向がある。殊にその著しきものとしては、農業に對する趣味を缺ぎ、勤勞を忌避し、都會に轉住せんとするの風を馴致しつゝある。随つて自己の職業に全身全靈を傾倒し、職業を通して國家社會に奉仕するの觀念に至つては、極めて遺憾の状態にある。その他共存共榮の思想に立脚して共同經營施設を擴充し、農業經營の行詰りを打開するが如きことは、現今農民の甚だしく短所とする處である。故に今後は、これ等の諸點に留意して農業道徳心の開發に力めなくてはならぬ。

### 第四節 農民の科學的思想と教育

今日は社會生活のあらゆる方面に於て新しき科學を應用せられ産業上に於ても商工業に於ては、この科學の威力を利用して、長足の進歩を遂げたるに拘らず、農

業に於ては、農民の科學思想、幼稚なるが爲めにこれを取り入れて改善を加へ或はこれを應用して工夫を凝し、獨創を爲すが如き方面に至つては殆どこれを認むる能はない状態である。これ農村教育上科學的訓練の喫緊なるを明證するものである。

### 第五節 農民の政治的思想と教育

立憲制度布かれて此處に四十年を経する。拘らず、現下國民の政治思想は甚だ遺憾の状態にある。由來政治は道徳と相俟つにあらざれば、國家興隆の美果を結ぶことは出來ない。これ即ち政治を以つて國家最高道徳の標準なりと云はるゝ所以である。然るに、現今國民の政治生活を通觀するに、未だ政治に關する道徳的認識の不透明なることを認めざるを得ない。即ち國民の選舉權行使の成績は、これを有辯に物語つて居る。夫れ政治は自己の利益を離れでの奉仕である。自己を犠牲として公に盡すを以てその要諦とする。然るにこの根本精神の教養は勿論、政治教育、公民訓練は學校教育及び社會教育に於て甚しく輕視せられて居た。

即ち立憲自治觀念の啓培を怠り、公民訓練を缺きたること其の一、政治思想を教育より遠ざけて政治に理解なき國民たらしめたること其の二、立憲自治下の國民、法治國民としての社會的、道德的根據を與へ、確固たる政治の見識を與へざりしこと其の三、教育上選舉道德の取扱を重視し、選舉の公正が政治淨化の根本なることを知らしめざりしこと其の四、忠君愛國の思想と、立憲自治の觀念との融合に力めざりしこと其の五である。これ等の缺陷よりして、國民の政治生活は今尙甚だ遺憾の状態にある。故に速にこの缺陷を補はんが爲めに學校教育及び社會教育に於て適切なる政治教育を施し、以つて全般的に國民の政治思想を向上し、政治道德の發揚に力を致し、以つて、我國政治をして眞に國家最高道德の標準たらしめなくてはならない。

## 第八章 農民の藝術生活

### 第一節 農村の藝術の内容と教育

藝術は農村文化の建設に對して極めて大なる指導力を發揮するものである。

彼の繪畫、彫刻、詩歌、文藝等が、農民指導の上に偉大なる力を發揮した實例は東西古今に亘つて乏しくない。誠に藝術は社會を進化せしむる指導力あると共に、他面民衆の趣味性を高め、娛樂慰安に資し得るの魅力があるのである。故に農村に於ては、農民生活の様式として美を鑑賞し、並に其の表現創作を圖り、以つて郷土に饒かなる趣味を發見し、更にこれを美化して、田園生活を樂しましむるが如き藝術的教化の徹底を圖らなくてはならない。

農村生活に於ては、職業生活を離れ、忘我の境地に立ち、清新なる娛樂を味はしめ、自らの美的情操及び趣味を喚起して、これを鑑賞するの態度を養はなくてはならない。而して、この趣旨に於て取扱ふべき農村藝術生活の内容は、次の如くである。

1. 農村の年中行事にして、靜安なる環境及び四時に適應したる民衆的娛樂としての藝術を表現したる古典的傳統のもの

例、正月祭、節分、初午、雛祭、お彼岸、花祭、端午、田植祭、七夕、盂蘭盆、虫送り、豊年祭、針供養、氏神祭、月見、七五三祭、義士傳輪讀、

2. 郷土舞踏、民謡、素人演藝等は夫々地方獨得の自然の環境、農業、風俗、習慣、歴史其他萬般の綜合的藝術として發達し、農民娛樂の中心を爲し來つたものであるから、これを保護し、これを獎勵し、又社會の秩序と風紀を亂さざる範圍に於て自由に行はしめて、以つて民衆の娛樂を豊かならしめ且つこれを改善、醇化せしめなくてはならない。

例、郷土舞踏||はなとり(高知) 八重山踊(沖縄) 盆踊、大漁踊(千葉) 伊那踊(長野) 木曾踊(木曾) あやめ踊(茨城) 後生樂踊(徳島)

民謡||江差追分(北海道) 松前追分(同) 大島節(東京) 佐渡おけさ節(新潟) 米山甚句(同) 八木節(群馬) 草津湯もみ歌(同) 大漁節(千葉) 磯節(茨城) 潮來節(同) 下田節(静岡) 茶つきり節(同) お茶節(同) 名古屋甚句(愛知) 伊勢音頭(三重) 坂は照る(同) 大津繪(滋賀) 江州音頭(滋賀) 木曾節(長野) 安曇節(同) さんさ時雨(宮城) おいとこさうだよ(同) 松島節(福島) 相馬流山節(同) 麥搗歌(同) 南部牛追(青森) 秋田音頭(秋田) 秋田おぼこ(同) おぼこ節(山形) 新庄節(同) 三國節(福井) 山節(石川) 宮津節(京都) おわら節(富山) 安來節(鳥根) 關の五本松(同) 伊豫節(愛媛) 土佐節(高知) 博多節(福岡) 肥後節(熊本) 鹿兒島演藝節(鹿兒島) 琉球節(沖縄) 鴨綠江節(朝鮮) 端唄 都々逸 田植歌 馬子歌等

素人演藝||義太夫、謡曲、仁和加、お芝居、琵琶、三味線、劍舞、詩吟、尺八、ハーモニカ、琴等

3. 文藝及び繪畫趣味の向上を圖ることにして、俳句、川柳、和歌、狂歌、俚謡、詩文、小説

等の文藝及び繪畫等は民衆生活の中より醗酵し來りたる精神的藝術の結晶であるから、豊かなる性情の發達、陶冶に資せんが爲めに、これを獎勵すべきである。

## 第二節 農民美術の現状と教育

農民美術の發達を圖ること即ち農民美術に對する鑑賞の態度を以つて、日常生活上に美的改造及び創作を爲さしむることは、農村生活を餘裕あらしめ又農家經濟を充實する上に効果顯著なるものである。

例、教化事業調査會報告(第一輯)

抑々農民美術の獎勵は、農民の生活と生産とを藝術的趣味的に光輝あらしむるものである。換言すれば、農民美術の獎勵は藝術によつて、農民の經濟生活と産業生活とを豊かならしめむとするものであつて、決して農村に高級なる繪畫を流行せしむるが如きことではない。農村に切實なる文化的、技術的乃至趣味的なる農村副業でなくてはならないことである。而してこの農民美術の尊重することたるや、非實用的なる精神作用ではない。農民美術品は家具や、什器や、壁紙や、玩具や、

各種家具類や、刺繡や、編物等の如きに至るまで皆人の生活上必要な物品であり、これ等をして農民藝術の結晶たらしむることは實に尊き藝術であると共に又尊き生産であるのである。

斯かる農業美術品は普通の農民製作品よりも現代人より多くの満足を以つて迎へらるべく、此處に農民美術品の文化的製品として、又經濟的製品としての價值を認められ随つて農村産業の振興、經濟の充實に貢献し得るのである。故を以つて今後、農民美術の研究獎勵をなすことが極めて肝要である。歐羅巴諸國に於ては、獨佛、チエツクスロバキア、瑞西、スカンデナビヤ、愛蘭等に其の發展を示して居る。我が國に於ても近時農民美術機運を漸次速進するに至りつゝある。今後これに關する教育施設を師範學校、實業補習學校、教員養成所を始めとして、青年教育、一般中等教育等に適宜採擇して、これが進展を遂げしむべきである。

### 第三節 農民の藝術的生活の理想

農村藝術運動は上述の如き農村生活の内容、民衆藝術の表現を結晶せしむると

共に、更に大局に着眼して、農村生活全體を一大藝術たらしむるの方針を樹立して、其の根本的解決を教育に求め、自治及び産業經濟上の施設と相俟つてこれが實現を期せなくてはならない。

抑々農村は、山川草木と、民衆に依つて、綜合形成せられたる獨自の一大藝術である。故に農村教育に於ては、祖國愛を基調として大地に親しみ、農業を尊重する農民の養成を以つて眼目とし、兒童青年の教育を徹底し、更に全村民をして、共同一致、社會生活の善美を圖らしめ、天地の化育に翼賛して、知力を増進し、山野の富源を開發し、山川草木と農民生活との結合を自然的ならしめ、此處に郷土大自然の調和統一を實現し、これを以つて民衆の藝術的結晶たらしむべきである。而してこれが爲めに行ふべき事項は次の如くである。

#### 1. 農村全體を一大藝術たらしむること。

イ、農民をして土に親しみ、農業を尊重し、隣保相助、醇朴敦厚の氣風を有せしむ。  
ロ、山川草木には、村民の道德的科學的、産業的、藝術的努力を表現し、大地の力は湧然として發現し、此處に自然の調和統一を爲さしむ。

2. 農村民衆の精神生活の中心たる氏神、寺院を始めとして學校、名所、舊跡、天然記念物、公園、道路、橋梁、其他公共物等によく奉仕せしめ、平安にして清泉なる郷土の雰圍氣を創作し、農民生活に對して新生命を附與せしむ。

3. 農村住宅の改善を第一歩とする家庭教育の徹底、家庭教育の振興を圖らんが爲めに、農村婦人の覺醒を促し、臺所改善を第一歩として、家庭の物質的、精神的、生活の改善を圖るべきである。

農村藝術の普及徹底に就いては、各農村に於て適切なる方法をと、兒童青年は固より一般民衆に至るまで、これが趣旨の徹底的實現に力めしむべきである。

## 第九章 農民の宗教生活

### 第一節 農村の宗教狀況と教育

農民はそれ／＼祖先より一定の宗教を奉じて其の宗教に於ける寺院と深い關係を結んでゐる。これを檀家制度と謂つて檀家の人々と檀那寺院との間には、恰も師弟の如き形に於て、これよりも一層廣く深き關係が保たれてゐる。

抑々佛教が本邦に傳來するや日本文化に一大回轉の機運を醸成し、文藝道德は言ふ迄もなく廣く深く國民の實際生活に徹して或は物資の生産を進め、或は風俗禮儀を匡し社會生活を規範し、或は又佛教精神は政治の基礎を築き上ぐる靈能の力となり、今日に至つたものである。かくの如き結果を致したる所以は代々僧侶の中によく其の時代を解し、更に時代を超越したる活眼達識の高僧が輩出し、又地方寺院の住職が民衆の實生活に徹したる教化をなし來つたのに歸するものである。翻つて今日の宗教を觀るに其の力に於て何れも往昔の佛教に比して、いささかこれに及ばざるの觀がある。

殊に農村寺院の現狀に對しては多くの論議を差挾むものがある。現下の世相に鑑み農村に於ける宗教家は進んで社會運動の中心となり、社會の人々に對して宗教的道義的満足と與へなくてはならぬ。

然るに事實上地方寺院に依りては往々にして、この期待にそふこと困難なるものが存在する。そのこゝに至つた原因たるや種々複雑なるものがあらうが、主要なるものを擧ぐれば、次の如くである。



一、明治以來の教育は長足の進歩をなしたるもこの間宗教と教育とは分離せられ、随つて宗教を厚く信仰せざるに至り、却つて寺院を以て迷信の府なりと考ふるものさへあるに至つた。これは科學の進歩と共に宗教に對し銳利な研究と批評が現はれて來た爲めに、その不合理な部分に向つて攻撃を加へられたことが與つて力がある。

二、政治上國家や自治團體の世俗的の權力が強大なるに連れて、宗教の力は漸次薄弱となり宗教の力を以て政治を押へることが出來難くなつた。

三、一般社會民衆の知識程度向上し、寺院が社會教化の中心たるには更に一段の努力を要するものあるの状態に至つたこと。

四、明治維新の當時に於て政府が佛教を輕視し地方によつては排佛毀釋行はれ、或は宗教と教育とを全然分離したが爲に自然に世人は佛教と離るゝに至り、地方に依りては寺院に集る者の多くは老人であつて青壯年の如きは信仰心が著しく乏しい傾向がある。

五、政治上經濟上の變動と共に農家の經濟は餘裕なきに至り、随つて又寺院の經

濟窮迫に陥ることゝなつた。

六以上の外多數宗派の存在より起る不和確執、職業の分岐著しきより來る宗教機能の減縮等を擧ぐることも出來よう、宗教には靈能の力があつて政治上經濟上教化上に偉大なる貢獻をなし來つたものである。實に世を救ひ人を濟ふ廣大無邊の社會的使命を帯びたるものであり、個人の側より觀ればこれを信仰することによつて偉大な力を得るものである。偉大なる宗教家はよく世を救ひ國を興した。丁抹の農村振興は彼の宗教家グランドウキヒの爲せる文化運動の結果であるといふではないか。

グ氏は當時衰頹せる丁抹が嘗て北歐文明の源泉たりしことを知るや、英國にあつて祖國の古代文化を攻究し、後年歸つて一大文化運動を起し、熱烈なる愛國心の鼓舞と田園文化の建設を絶叫し、國民高等學校を創立して幾多の田園紳士を養成し、産業組合の理想的發達と國內農業の發展とを實現せしめたのである。本邦に於てこの頃、嫌農思想や小作爭議が農村を病態に陥らしめつゝあるが如きも、宗教の力によつて人生の眞意義を説き、道德の準繩——利他親愛協同を教へ、教育と相

俟つて活動するに於てはこの病弊を救ふこと強ち困難なことではあるまい。

要するに農村宗教家は佛と人との間にあつて神聖なる務を盡すに止らず、農民日常の生活を輔導して有用健全なる生活を営ましむるに至らんことを希望するものである。

この意味に於て國家の宗教に對する政策の確立と、教育と宗教の聯絡提携を痛感する。又家庭教育及び社會教化に宗教家の活動を俟つ處多大である。

## 第二節 農民の宗教的情操と教育

宗教的情操の涵養は現下農民生活に鑑み、極めて肝要なことである。而してこれが方法は教育上慎重考慮を要するものであるから、學校教育又は社會教育に従事するの士は、郷土の諸事情に鑑み適切なる施設を爲すべきである。左に參考の爲め中央教化團體聯合會教化事業調査會報告を記載することとする。

### 一、宗教的情操養成の必要

宗教の信仰は、眞善美を一つの完全體と見てそれを理想として起る宗教的情操

の養成に依つて確立する、即ち人生理想の完成状態を客觀に投影して、死を畏れ、神を敬ひ、佛を尊び、これに絶對歸依することに依つて、人格を統一し、永遠の生活を豫想せしむることに依つて、現在の生活を淨化せしむるものであるから、幼年期より、宗教的情操を養成して、その自然の發育を助け、以て全生涯に於ける全行爲の、正しい動機を與へなければならぬ。

### 二、宗教的情操の養成者

宗教的情操養成の任に當るものは、これを養成する場所に依つて異り、家庭に於ては父母、學校に於ては教員、幼稚園に於ては保姆、寺院教會に於ては僧侶、牧師、教師、一般社會に於ては社會教育家である。

### 三、宗教的情操の被養成者

個人が、兒童から青年に、青年から成人に發達し、種族が、未開から半開に、半開から文明に進化する。その發達進化の過程に従つて、彼等の宗教意識は低劣より高尚に進み、その信仰の對象は、山川草木の如き自然、木片、石塊の如き庶物等の、有形的、感覺的のものから、祖先とか英雄とかいふが如き人格的のものに進み、更に、神

佛の如き、超人格的な、觀念的なものとなり、又、或ものは、自己を統一し得る原理若くは原則に、信仰を繫ぐものもある。随つて、宗教的情操の養成方法は、幼年期、少年期、青年期、成人期等に於て相異なるものである。

#### 四、宗教的情操養成の場所

宗教的情操養成の場所も、亦一様でない。或は家庭、或は學校(幼稚園及び日曜學校を含む)或は寺院、教會、或は一般社會等(劇場、活動寫真館、寄席、作業場等を含む)、各その異りたる立場々々で相當の効果を擧ぐべきである。

#### 五、宗教的情操養成者の用意

##### 1、父 母

イ、父母は宗教の信念に安住して家庭に於ける宗教的行事を怠らざること。

ロ、機會ある毎に寺院、教會等に參拜して自己の信仰に培ひ身を以て兒女を導くこと。

ハ、殊に母はその兒女に及ぼす感化力の大きなるものあるを思ひ、自ら佛母、聖母の慈愛を以てこれを養育すること。

#### 2、教 育 家

イ、宗教に對して正しき理解を有し、且つまづ自らその信仰を確立すること。

ロ、時々宗教講習會を開催して宗教的情操養成の理論及び方法に關する研究に資すること。

ハ、兒童の内面生活に發現する宗教的要求に留意して、その進展に助力すること。

ニ、各教科の教材に一層多くの宗教的材料を取り入れること。

ホ、宗教的教材に富める課外讀物を推奨すること。

#### 3、宗 教 家

イ、宗教家は現代人が次第に宗教に遠ざかりゆかんとする傾向あるに對して、深く慚愧し懺悔すると共に大にその本務に勇猛精進すること。

ロ、寺院教會に於てその本務の外に葬祭の式を行ふが如く誕生、結婚等の祝賀の式をも行はしむることに努力すること。

ハ、寺院教會或は日曜學校を經營し或は男女青年の指導機關を設け且つ出來

得る限り境内及び建造物を開放して一般人の便益を計ること。

#### 4. 社會教育家

イ、苟も社會教育に従事するものは行解相應、言行一致の範を示すの覺悟あるべきこと。

ロ、各種の演藝に於て少くとも反宗教的のものを公開上演せざること。

ハ、作業場に於ては特に神佛と二人連れにて働きつゝありといふ感銘を深からしめること。

### 六、宗教的情操養成の方法

#### 1. 一般的方法

##### イ、人格の力に依る方法

直接的には、宗教の信仰に篤い人、高潔なる人格者が、被養成者に對して、慈愛と親切と聰明とを傾け身を以てこれを率ゐること。間接的には、被養成者の崇拜する理想的人物を活用し、讃仰生活を營ましめること。

##### ロ、社會の力に依る方法

寺院教會の如く、宗教的情操養成に、更に一步を進めて居るものは言ふまでもない、祭禮、祭日、その他信仰に關する民間の習俗、及び活動寫眞、劇、讀物など被養成者に、宗教的影響を與へることは少くない。しかし社會は、教育の場所でもあり、非教育の場所でもある様に、宗教的な場所でもあり、非宗教的な場所でもある。従つて、若し社會に、敬虔な空氣が濃厚であるならば、そこは、最も適當なる宗教的情操養成の道場となる。

##### ハ、自然の力に依る方法

熱光、空氣、水、その他、自然が生物に與へる恩惠の多大なることに依つて、神佛の愛又は慈悲を説き、被養成者をして、神佛に對して敬虔にして依憑する念を盛ならしめることが出来る。朝暁東に上る時、夕陽西に春つく時、五彩燦爛たる彼の光景は、何人をも、神秘の境に誘ひ去らずには置かない。又、檢微鏡下に現はるゝ美觀と驚異的事實とは、崇高なる宗教的經驗を味はしめずには置かない。

#### 2. 特殊的方法

イ、幼 年 期

三歳位より六歳位までの年齢で、まだ宗教意識の成り立たない時代であるから、その自覺に訴へて、宗教的情操を養成することは出来ない。

一、父母は朝夕これを神佛の前に伴ひ、禮拜を模倣せしむること。

二、朝夕、父母長上に敬禮せしむること。

三、食事毎に合掌、默禱、若くは、箸を頂かしむる等の作法に依りて感謝の念を起さしむること。

四、幼児のための童話、音楽、劇、活動寫真等は、宗教的のものを選ぶべきこと。

五、小鳥に餌を與へ、盆栽に水を灌がしめるなどのことに依りて、動植物愛護の念を誘導し、且つ自然界との接觸をなさしむること。

ロ、少 年 期

七八歳より十四五歳までの年齢で、友人と喧嘩したり、動物を虐待したりするなど、主我的感情次第に強く、英雄崇拜の傾向及び、社會性も、現はれて來る時期である。

一、神社、佛閣に、參拜敬禮せしむること。

二、英雄崇拜の傾向を、祖先崇拜、超人格者崇拜に誘導すること。

三、主我的感情を、自他相愛に誘導すること。

四、社會性を助長して、友情を涵養し、共存共榮のため、奉仕的實行をなさしむること。

五、山間生活、海岸生活を行はしめて、大自然の威力と恩恵とを、滿喫せしむること。

ハ、青 年 期

十六七歳より二十三、四歳までの年齢で、思想生活も、情意生活も、共に發達して、幼年期に與へられた宗教的習慣も、こゝに始めて、自覺的内容を具有するに至る時期である。

一、宗教的信仰の知的方面、即ち、宗教に關する知識を授くること

二、宗教、哲學、人生の諸問題に關する研究の指導を爲すこと。

三、懷疑煩悶の解決に、力を添へること。

四、愛他心を助長せしめること。  
五、社會奉仕の精神を旺盛ならしめること。

ニ、成人期

二十四五歳以上の成人で、概して身心の發達を極め、理解、反省、實行等に於て殆ど缺くるところの無い時代である。聞思修の三方面より、その宗教的情操の向上不退を圖るべきである。即ち、この期に於ては、他からも養成せられ、自らも養成するのである。

一、寺院教會その他に於て、不斷に、説教、講話等を聽聞し、又は、宗教的著書を讀破すること。

二、或は靜坐、或は觀法、或は凝念、或は默禱、その他の方法によりて、冥想思惟すること。

三、自己の行動云爲を苟も非宗教的に陥らしめないこと。

ホ、各期を通じて

一、畏敬尊重勿體ない感謝報恩有り難い仁慈博愛(氣の毒)の念を旺ならしむ

ること。

二、近親の死に依りて、死生に關する考を、確立せしむること。

三、祭禮祭日、彼岸、盂蘭盆、招魂祭、法事、追悼會、墓參、弔問、理科祭(犠牲動物弔慰)等に際して、感謝報恩の誠を致さしむべきこと。

四、偉人祭即ち、灌佛會、花祭、成道會、涅槃會、クリスマス、釋奠、孔子祭その他、宗教的偉人の記念日に儀式を行ひ、尊崇畏敬の意を表せしむべきこと。

五、宗教的制裁即ち、天罰、或は因果應報の理を悟らしめ、神佛は、正を愛し邪を憎み、善を勧め、惡を懲すものなることを、信ぜしむべきこと。

六、自己過信の迷妄を、打破すべきこと。

七、信教自由の意義を、理解せしむべきこと。

八、他人の信仰に、敬意を表せしむべきこと。

九、迷信に、囚はれしめざるること。

一〇、物心一如の境に、安住せしむべきこと。

## 第十章 農民の娛樂生活

### 第一節 農村娛樂の必要

農村教育の要諦は、郷土を親愛し、且つ農業を尊重し郷土文化の建設に、生涯を献ぐるの信念と奮闘力とを有する農民を養成するにある。

然るに如何に確固たる人生觀の確立せる農民と雖も、特に脱俗大悟せるものに非ざれば娛樂慰安なくしては到底農村生活に満足することは出来ない。何となれば、都會生活が、あらゆる文化的娛樂機關を有し、家族打揃つて意のままに平素の勞苦を慰め得るに比し、農村に於ては、傳統的年中行事としての少數の娛樂慰安あるに過ぎずして、現代的新味を帯びたる娛樂慰安は極めて乏しき現況である。然るに世人動もすれば農民生活は天然の風光、空氣の新鮮、日光の透射等天恵豊かなる中に平靜雅健なる生活を爲すが故に、別に殊更なる娛樂を要せざる如く説くあるも、それは都市人の農村を訪れたる場合の感想にして多年住み馴れたる者に取りては、これ等の天恵は殊更その目を喜ばしむるものではない。

又都會生活の焦燥にして人情味乏しきに反し、農村生活は閑靜にして、情味豊かなりと雖、農村青年は却つて華美にして樂しみ多きが如く見ゆる都會生活を憧憬して、これに集注するもの年と共に増加する情勢である。

勞働の後に慰安を求めることは恰も晝に居て夜を思ひ夏に於て冬を思ふが如く人情の自然である。故に農村生活の中に適切なる娛樂、慰安を取り入れしむるは農村をして住心地よく愉快な郷土たらしむる要件である。故に農村教育上には於ては、この娛樂慰安問題を解決する爲めに、郷土の傳統にかゝる娛樂慰安の風習を尊重すると共に適宜これを改善し、または修養上價值ある新娛樂をも取入れて、兼ねて品性の向上に資せしむるが如きは、極めて機宜を得たる施設と言はなくてはならない。

### 第二節 農村娛樂と教育

近時社會教育運動に於て民衆娛樂の健全なる發達を遂げしめんが爲に、民衆の生活を豊にし併せて趣味の向上を圖り品性を高むるが如き娛樂と修養とを兼ね

たる新しき娯樂の普及を圖りつゝある。文部省、社會教育局にては活動寫眞フィルム、幻燈映畫の認定及び推薦の制度を設け、優良映畫獎勵を圖ると共に各種映畫を製作し頒布しつゝある。これ等頒布せられたる映畫は北海道及び府縣の社會教育運動の上に使用せられ隨つて農民娯樂及び教化に貢献しつゝある。

現今行はれつゝある教育映畫の種別は左の如くである。

1. 皇室尊崇の念慮を涵養するもの
2. 教化的劇に關するもの
3. 保健衛生に關するもの
4. 通俗的科學に關するもの
5. 一般教育に關するもの
6. 青年教育に關するもの
7. 家庭教育に關するもの
8. 職業教育に關するもの
9. 體育運動に關するもの

10. 産業に關するもの
11. 地理に關するもの
12. 教化的時事問題に關するもの

次に全國に於ける民衆娯樂の設備を觀るに、その種類は、興行場、運動競技場、遊技場、公園、動物園、水族館、植物園等である。而して興行物は映畫館、劇場、寄席、觀物場の總稱であり、遊技場は弓戲場、球戲場、射的場、魚釣場等の總稱である。これ等は直接農村に設置せざるもの多しと雖も、地方中小都市に設備あらば附近一帯の農民は時々これに出入して娯樂、慰安を求むることが出来るのである。故に將來これ等の設備を地方に分散して、以て農村生活の快適に資せしめなくてはならない。

蓄音器、ラヂオは共に新しき民衆娯樂として、近時著しく普及されつゝある。蓄音器、レコードの種類には、童謡、童話、唱歌、兒童劇等の兒童教育に關するもの、其の一、洋樂、支那樂、和洋調和樂等の音樂、其の二、義太夫、謠曲、常盤津、長唄、歌澤、小唄、新内、清元、薩摩琵琶、筑前琵琶、浪花節、落語、講談等の演藝、其の三である。而してこれ等のレコード類は其の目的上より分類すれば、1. 教育的なるもの、2. 藝術的なるもの、3. 娯樂



的なるもの、4 娛樂教育的なるもの、5 娛樂藝術的なるもの等である。蓄音器は學校部落公堂又は有力者の家庭等に設備して、これを一般民衆の娛樂用として使用せしめるがよい。

以上の外、普通の演藝及び音樂を一般民衆に鑑賞せしめ、盆踊、郷土舞踊、地方興行物、祭典餘興、競犁會、競馬、村相撲、運動會等の如き娛樂及び敬老會、靜養入湯、溫泉入浴、花見遊山、婦人茶話會、家庭園藝、小家畜及び家禽の飼育、活花、農業手工、手藝等を行はしむる時は、單に娛樂慰安を増すのみならず、高尚なる趣味性を涵養し、品性の向上に資する處亦大なるものがある。

右の外、青壯年をして愛馬會を組織せしめ、愛馬思想を涵養すると共に、乘馬の練習をなさしめ、農閑期又は休日等に遠乗會を催し、神社、佛閣の參拜、農事試驗場、農學校の見學、名勝舊蹟を訪はしめ、修養と慰安とを兼ね行はしむることゝするものも亦效果大なるものがある。

最後に接木、挿木、養鶏、洋種養魚、盆栽、手工等の職業的娛樂は、教師が青年男女の個性に基き適宜指導して行はしむる時は、其の效果顯著なるものがある。

要するによく働く一方には必ず娛樂慰安を求むる欲求を伴ふものである。然るに、娛樂のことたるや往々にしてこれに耽溺して本業を疎にし、又時に惡風を伴ひ易きものであるが、故に社會教育等に於て適切なる娛樂慰安の施設を、講じて裕りある農村文化を建設し、農民生活の快適を増進するに努めなくてはならない。

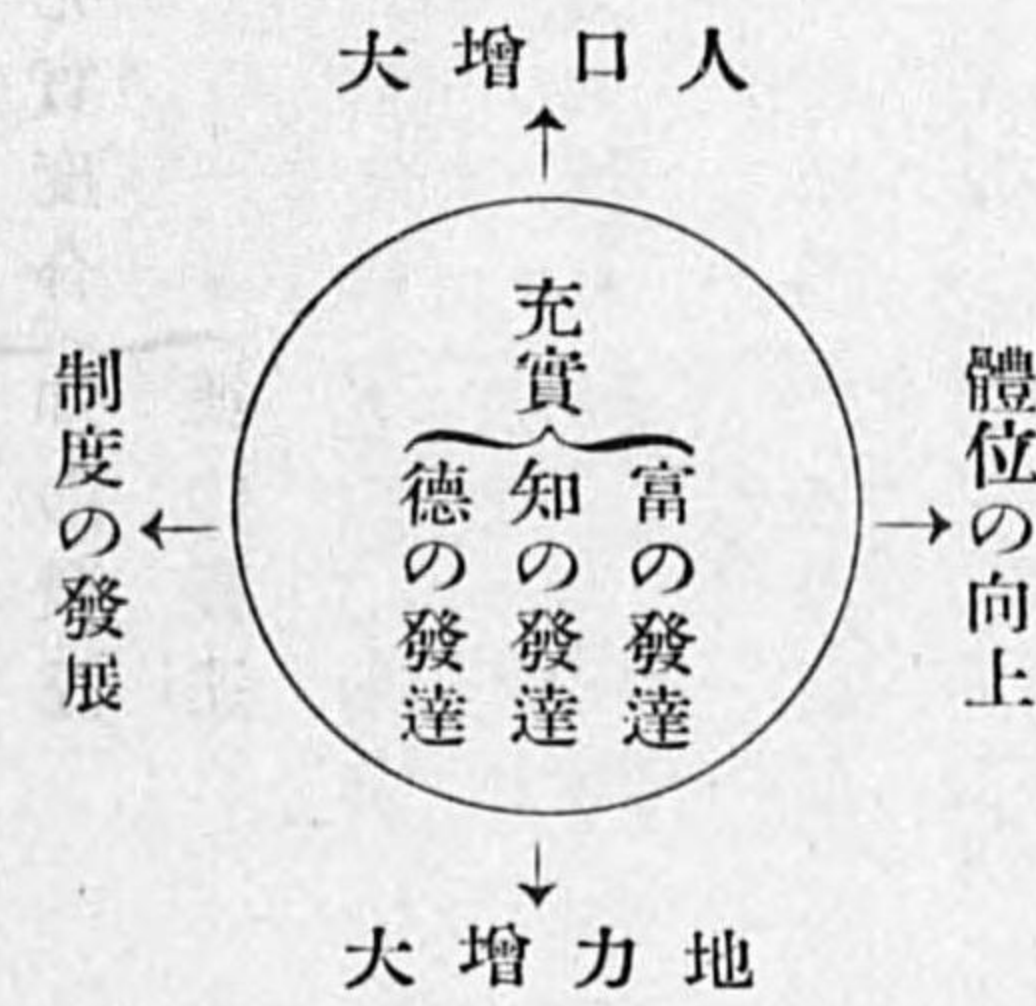
## 第十一章 農村經營の要諦

農村は一の自治團體として又生活團體として、自らその充實發展を遂げんが爲めに、多種多様の活動を爲しつゝある。その活動の内容を大別すれば、次の如くである。

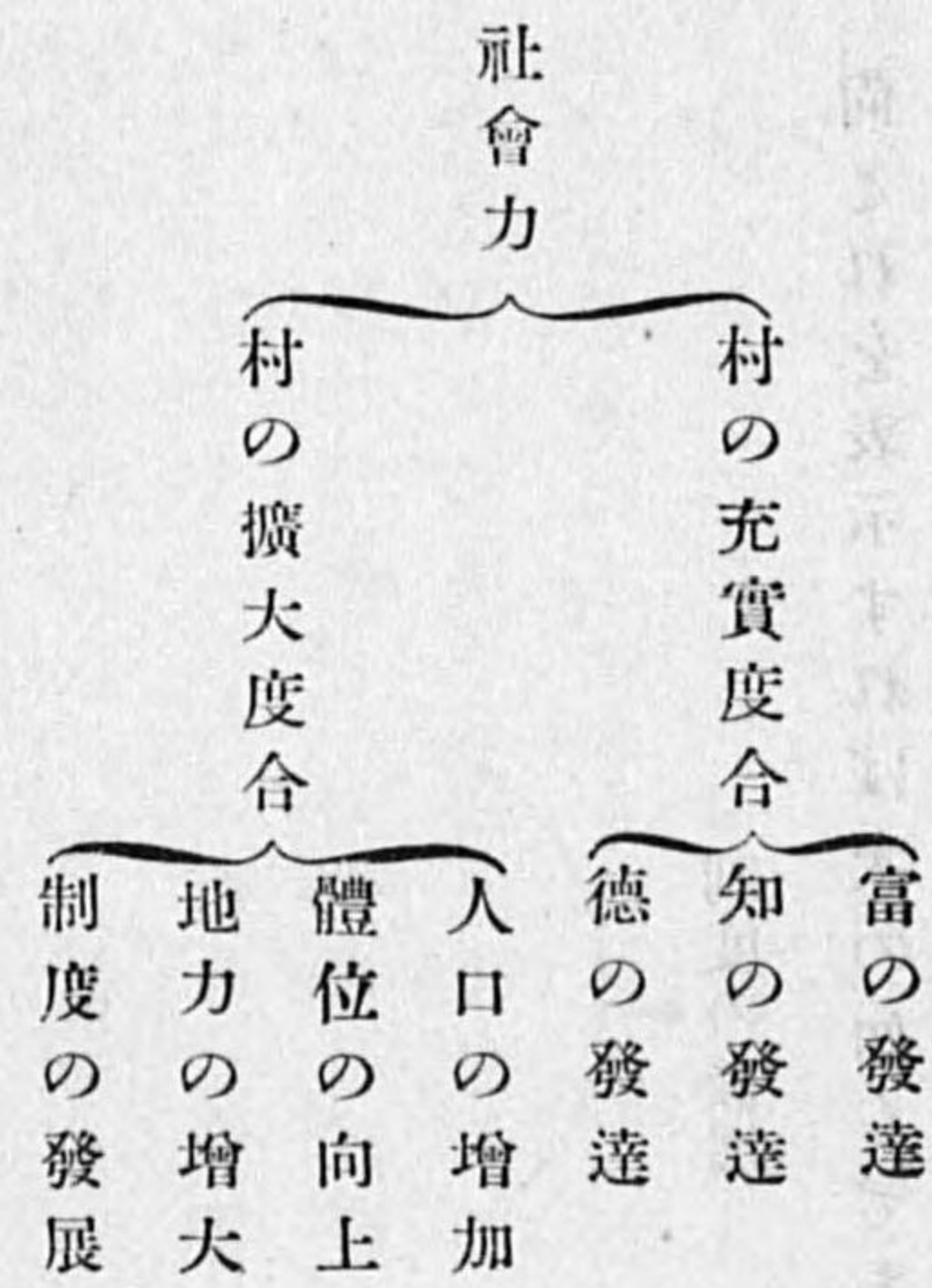
- 一、村民の生活資料を生産する經濟運營
  - 二、人々をして其の農村の成員として適當ならしむべき教化運營
  - 三、村民の結合を緊密にし、且つ是れを統制する自治運營(政治運營)
- かかる三大運營の圓滿に行はるゝことに依つて始めて農村は眞にその充實發展を遂ぐる事が出来る。生活團體としての農村活動様式は右の如くであるか

ら、其の振興を圖らんとするには、前章に述べたる社會調査に依つて農村の現状を明にし教化、經濟、自治の運営が果して其の當を得て居るや否やを研究しなくてはならない。

抑々社會調査に依りて知り得たる農村の社會力は、その村の實勢力であり、且つ發達の現状である。この社會力は二大項目に分つて考へることが出来る。その第一は村の充實の度合であり、第二は村の擴大の度合である。



尙これを表示すれば次の如くである。



さて、農村の充實度合に就きて考察するに、農村文化の根柢は言ふまでもなく其の村の財政充實し、村民の經濟發展し、然も富の均衡能く保たれ、全村民の生活が安定せることである。この財政、經濟の充實發展が堅實なる農村制度を生み出し、醇美たる郷土精神を作興せしむるものである。故に農村社會の向上發展を策せんとせば、先づ富の現状を究むることが其の第一歩である。

村民の知の發達に就き特にこゝに注意す可きは、其の公民的教養と産業に對する知識技能の程度とを明にし、これ等の發達状態を知ることが必要である。著者

の調査せし處に徴するも、二十歳以上の者にして未だ文字を解せざるもの尙多數なりしの実狀にして、かくては未だ日新の科學的公民的教養の一般民衆に普及せるも當然なりと言ふべきである。これ知の發達狀況に就きて調査の必要を認むる所以である。

農民の道徳は概して純朴なるも近時經濟生活の不安に伴ひ、社會理想を離れたる利己的個人主義浸潤し來り、協同觀念の著しく衰頽しつゝあるを認める。かくてともすれば地方により村により、社會的正義に立脚して勇敢に犠牲的活動を爲し、村の改善發達に貢献せんとする傾向を認める能はざるに至りつゝあるものさへある。かくては、農村社會の充實發展は到底望み得ない處である。即ち村民性が我が國民性に照して如何なる狀態に在るか、特に協同生活の理解と信念、立憲自治の思想等は如何なる狀態にあるかを究むることが緊要である。

村の擴大發展に就きて概説せんに、人口の動態は村の産業、民性の如何に依つて大に異なるを見る。人口の自然増加率は、大體何れの農村に於ても同じであるが、産業經濟の狀況と民性の如何に依つては、都市又は海外に出稼する者が多く、現に

著者が各地に於て見たる處によれば、年々百數十人の減少を來しつゝある農漁村もある。又最近十年間に於て二百戸内外の減少を來した村もある。かかる現象は畢竟するに土地に對する人口の割合過多にして、隨つて農家經營面積狭少、その收益を以つてしては、到底一家を保ち能はざるのみならず、延いては村民性に影響を及ぼして郷土に安住するの意思薄弱となり、利益を追つて他に出づるの風潮を醸すに至つたのである。

村民の體位向上すれば、自ら健全なる思想をこれに宿し、然も勞働力を強大ならしめ、以つて郷土精神の作興、經濟の充實を達成し得る理である。これに反し衛生の不完全、營養不良、疾病等の原因に依つて體位向下することあらば、直ちに勞働力を減殺し、思想を邪惡に導き、人心の不安を醸成し、村民經濟を益々窮境に陥らしめ、村民の物心兩方面に亘つて甚大なる缺陷を誘起することとなる。斯くの如く、村民體位の狀況は直ちに村の社會力に大なる影響を及ぼすものである。

土地は地質、地勢、氣候等、各種の自然狀況に原因してその地力千差萬別であるが、耕耘及び肥培に依り、灌溉、排水其他一般耕地整理を爲すことに依つて、土質を改善

し以つて一毛作田を數毛作田となし或は收穫を増加せしめることも出来る。土地の生産力即ち地力の増大は他面に於て村の經濟力の増大を意味すべく、隨つて文化發展の源泉とも言ふべきである。故を以て一國の富力と一國の文化は相共に其の領土の生産力に正比例するものと見るを得べく、これ東西古今の歴史の證明する處であつて彼の北歐デンマーク國の興隆は雄辯にこれを立證するものである。又文化は英語の「カルチュア」獨語の「クルツール」にしてこれ等は元々土地を耕作し、其の生産物を神前に捧げる禮拜の如き精神的意味を有するギリシヤ語の「クルチュラ」に其の源を發するものなるが故に、本來は精神的のものである。故に土地を愛し農業を尊重するの觀念を養成することは、實に一國文化建設の根本問題である。これに鑑みても如何に地力の度合が社會力に對して重要なる關係を有するものなるかを知ることが出来る。

農村の制度は自治體としての組織(法規)各種組合團體、教育機關等である。是等の制度が圓滿に有機的聯絡を保ちつゝ各の使命を十分に果たす時は、こゝに始めて農村が社會としての生活を全くすることが出来る理である。現に優良なる農村

を訪れるならば、斯種制度がよく整ひ、それ／＼獨自の使命を果しつゝ、圓滿に活動しつゝあるのを認めるのであらう。

故に農村の經營を爲さんとするに當つては、先づ前章に述べたる社會調査を敢行し、この調査に基いてその農村の社會力の充實、擴大の方法を遺憾なく考究し、その成案を基準として一定の農村理想を確立し、これが實現に向つて村民總動員の活動をなさなければならぬ。個々人に理想があつて有意義なる生活を爲し得ると同様に、農村に於ても正に其の進む可き意思、要求、希望、設計があつて始めて十分なる充實、發展を遂ぐる事が出来るのである。若し不幸にしてかかる理想を有せざらんか、これを人に譬ふれば魂なき傀儡の如く、これを船に譬ふれば舵なき帆船の如く、全くその日暮の村にして、眞に生命ある農村と言ふことは出来ない。かくの如く高遠なる理想なく、眞摯なる生命力なき農村の事業は、何等統一なく、又何等の意義なき漫然たる施設に過ぎず、隨つて何等の効果を奏せざるのみならず、却つて農村をして萎微沈衰に陥らしむることゝもなるであらう。